

第2期 東神楽町子ども・子育て支援事業
計画

(令和2年度～令和6年度)

<案>

写真・イラスト

令和2年3月
東神楽町

目 次

第1章 子ども・子育て支援事業計画の概要

1. 計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の位置づけと基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 子どもを取り巻く環境

1. 東神楽町の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2. 第1期 東神楽町子ども・子育て支援事業計画の達成状況・・・・・・・・ 5
3. アンケート調査による主な子育て施策のニーズ結果・・・・・・・・・・ 6

第3章 子ども・子育て支援事業計画基本目標の展開

1. 子どもの豊かな心と健やかな成長を育むまち・・・・・・・・・・・・ 22
2. 安心して子どもを生み育てることができるまち・・・・・・・・・・・・ 26
3. 地域で子どもを見守り育てるまち・・・・・・・・・・・・・・ 31

第4章 子ども・子育て支援事業の推進

1. 幼保小連携・接続及び体制の確保・・・・・・・・・・・・・・ 36
2. 教育・保育提供区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
3. 幼児期における学校教育・保育施設の提供体制の整備・・・・・・・・ 36
4. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備・・・・・・・・・・・・ 40

○資料

- ・東神楽町子ども・子育て支援事業計画策定委員会委員名簿・・・・・・・・ 45
- ・事業計画の策定までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

第1章 子ども・子育て支援事業計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

急速な少子高齢化の進行は、就労環境の変化をはじめ、地域社会の活力低下、結婚や子どもを産み育てることに対する意識等の変化をもたらしています。このような状況の中、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備・充実を図る取組を進めてきました。その後、平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定されています。

町においても、既存計画との整合性を図りながら、子ども・子育て支援法に基づく各事業体制の確保と推進を図るため、「東神楽町子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定しました。

平成15年7月 「次世代育成支援対策推進法」が制定
「東神楽町次世代育成支援対策地域行動計画」

(前期：平成17年度～平成21年度)

(後期：平成22年度～平成27年度)

平成22年1月 「子ども・子育てビジョン」が閣議決定

平成24年8月 「子ども・子育て関連3法」※が制定

※こども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律。平成27年4月から施行

「東神楽町子ども・子育て支援事業計画」

(第1期：平成27年度～平成31年度)

●法的根拠：子ども・子育て支援法（第61条関係）

子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

2. 計画の位置づけと基本理念

本計画は、子ども・子育て支援法に基づき策定するとともに、これまでの「東神楽町子ども・子育て支援事業計画」（第1期：平成27年度～平成31年度）を継承する第2期目の計画として位置づけ、計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

第1期計画では、『子どもと、親と、地域が育つ 花と夢で心をむすぶ町 ひがしかぐら』を基本理念に、子どもが大切にされ、子育てが大切にされる地域を築き、安心して子どもを生き育てたくなる優しいまちづくりの実現に向け、さまざまな子育て施策に取り組んできました。

第2期計画では、第1期計画や第8次東神楽町総合事業計画、子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれ、連続性並びに整合性をみながら、本計画における基本理念を、次のとおり定めます。

『子どもと、親と、地域で育てる 子育て環境充実のまち ひがしかぐら』

3. 計画の基本目標

本計画は、第1期計画を継承しており、次の3つの基本目標の設定においても、継承を基本に、実現に向け総合的な施策を引き続き展開していきます。

(1) 子どもの豊かな心と健やかな成長を育むまち

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるとともに、教育・保育サービスの展開に努めます。また、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立ち、家庭と地域が一体となって子どもの成長を支える取り組みが重要です。

(2) 安心して子どもを生き育てることができるまち

妊娠から産後に至るまでの各段階に応じた母と子の健康管理や、安心して子どもを生き育てられるサービスの提供に努めます。親としての自信と責任を持ち、子どもを生き育てることへの喜びと楽しさを実感できる取り組みが重要です。

(3) 地域で子どもを見守り育てるまち

子育ての主体的役割である家庭とともに、地域、学校、企業、行政等の責務の中で子育てが家庭の支援に努めます。めまぐるしく変化する社会環境の中で、連携と協力を図りながら「次代の大人」につながる取り組みが重要です。

4. 計画の体系

(1) 子どもの豊かな心と健やかな成長を育むまち

- ① 幼児教育・保育サービスの充実
- ② 地域子ども・子育て支援事業の提供
- ③ 仕事と子育ての両立を支援
- ④ 家庭や地域の教育力の向上

(2) 安心して子どもを産み育てることができるまち

- ① 子育て情報と相談支援体制の充実
- ② 親と子の健康を切れ目なく支援する体制
- ③ 特別支援など療育サービスの充実
- ④ 子育て充実のための経済的支援

(3) 地域で子どもを見守り育てるまち

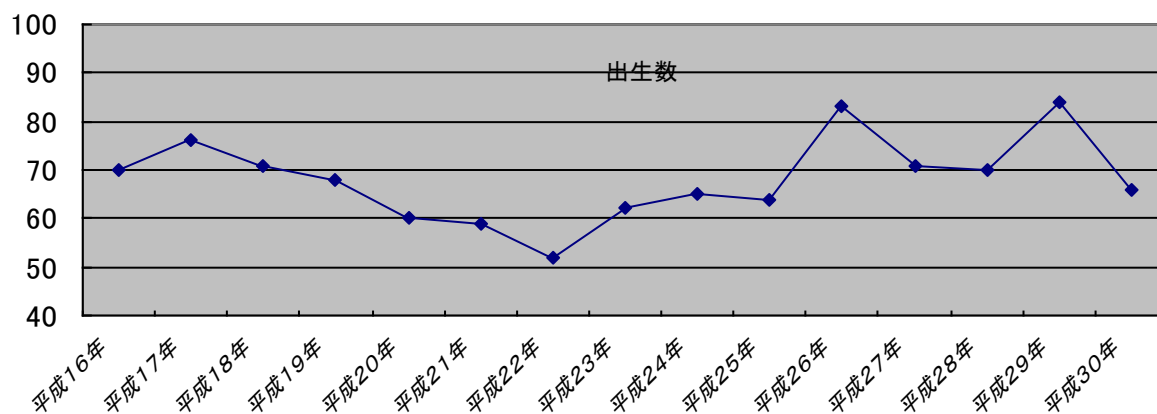
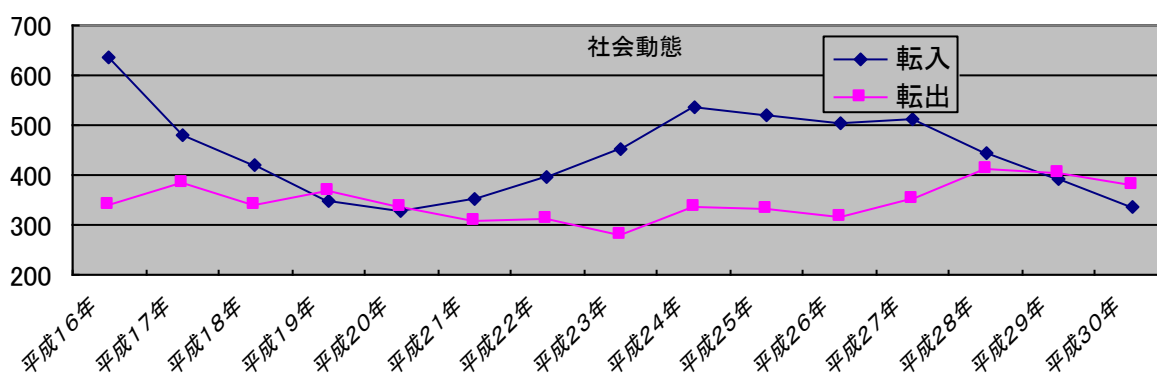
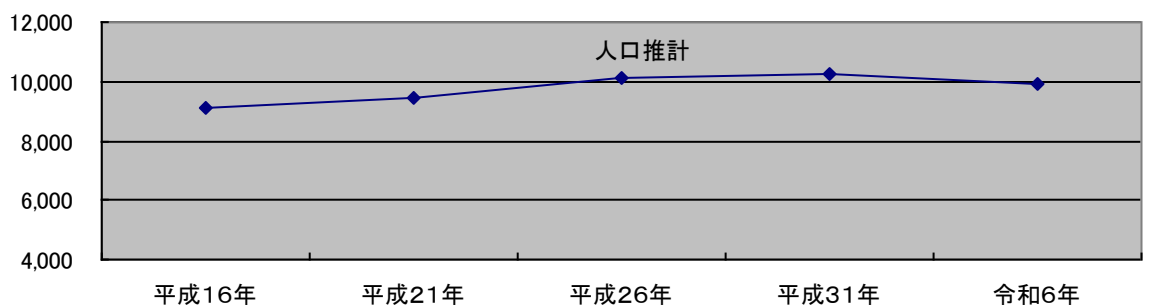
- ① 地域で子どもを育てる環境づくり
- ② 学びと体験機会を与える場の提供
- ③ 子育てを支援するネットワーク
- ④ 子どもの安心・安全を確保する環境の整備

第2章 子どもを取り巻く環境

1. 東神楽町の状況

本町の人口は、平成31年4月1日現在では10,257人となり、平成27年の国勢調査の10,233人と比較すると、微増しています。しかし、これまで市街地周辺地区およびひじり野地区での宅地開発による定住政策の推進などの社会的要因により平成26年に人口が1万人を超えてから年々増加傾向にありましたが、宅地開発等終了後からは、年々微減している傾向にあります。これらの数値や要因に基づいたコーホート法による推計では、本計画の最終年度となる令和6年の人口推計はおおよそ9,900人と予測されています。

出生数は年により変動がありますが、町全体としての人口と同様に、自然増である出生数は減少の傾向にあります。



2. 第1期 東神楽町子ども・子育て支援事業計画の達成状況

第1期計画の期間内（平成27年度～平成31年度）における達成状況を5段階評価で数値化し、施策別に平均したものが下記の表となっています。

※5段階評価：事業の達成度をA＝5点、B＝4点、C＝3点、D＝2点、E＝1点として計算

施策目標	施策項目	項目別	目標別
(1)子どもの健やかな成長を支えるまち	1-1 幼児期の教育・保育サービスの充実	4.8	4.9
	1-2 地域子ども・子育て支援事業の提供	4.8	
	1-3 仕事と子育てを両立するための環境整備	4.9	
	1-4 家庭や地域の教育力の向上	5.0	
(2)子どもを生き育てることに喜びを感じるまち	2-1 子育て情報と相談支援体制の提供	5.0	4.9
	2-2 母と子の健康を切れ目なく支援する体制づくり	5.0	
	2-3 特別支援など療育サービスの提供	4.7	
	2-4 子育て家庭の経済的支援	4.8	
(3)地域ぐるみで子育てに取り組むまち	3-1 地域全体で子どもを見守る環境づくり	5.0	4.9
	3-2 子どもの学びを支える場の提供	4.8	
	3-3 子育て支援ネットワークづくり	5.0	
	3-4 安心・安全な環境の整備	4.7	
全体平均			4.9

3. アンケート調査による主な子育て施策のニーズ結果

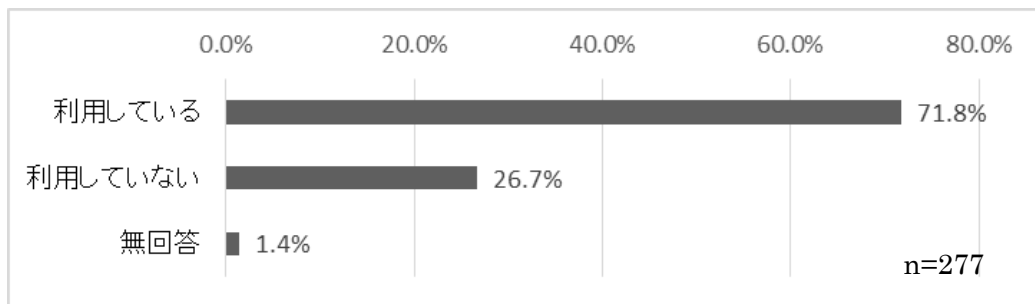
本計画の策定にあたり、本町の子ども・子育てに関する実態とニーズを把握するため、小学校就学前児童および小学生の保護者を対象とするアンケート調査を実施しました。

1, 217通（就学前668通、小学生549通）配布し、保護者から606通（就学前277通、小学生329通）の提出があり、回収率は49.8%でした。

平日の定期的な教育・保育施設等の利用状況について【就学前のみ】

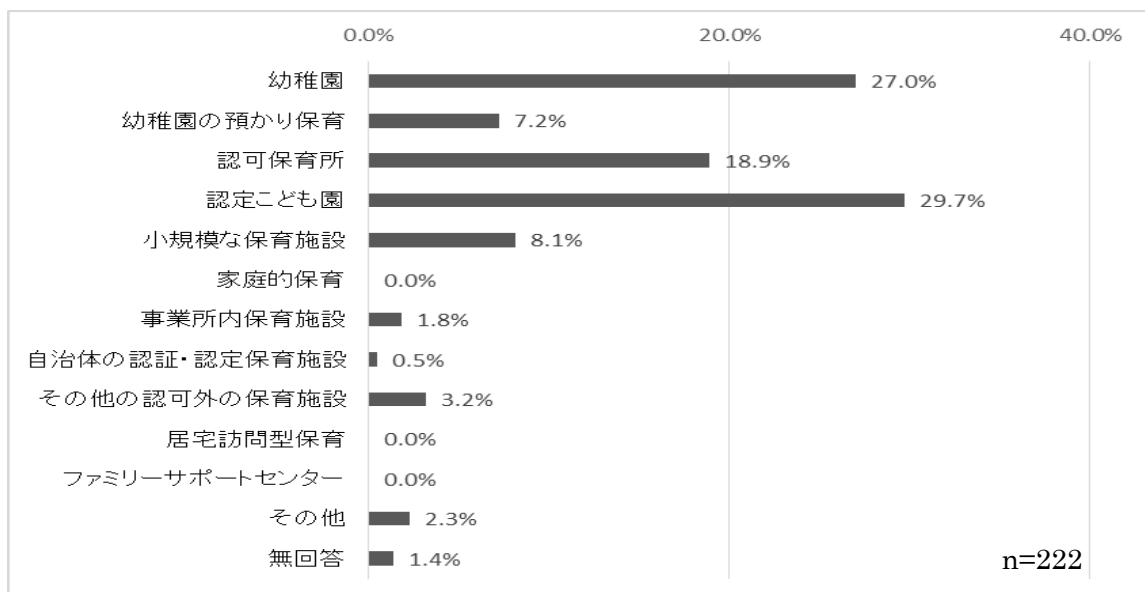
お子さんは、町外施設も含め、現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育事業」を利用していますか？

定期的な教育・保育施設等の利用有無は、「利用している」が71.8%、「利用していない」が26.7%となっています。



お子さんは次のうち、どの教育・保育施設等を利用していますか。日常的に利用している施設等をお答えください。【複数回答】

利用している教育・保育施設は「認定こども園」が29.7%で最も多く、次いで「幼稚園」が27%、「認可保育所」が18.9%の順となっています。



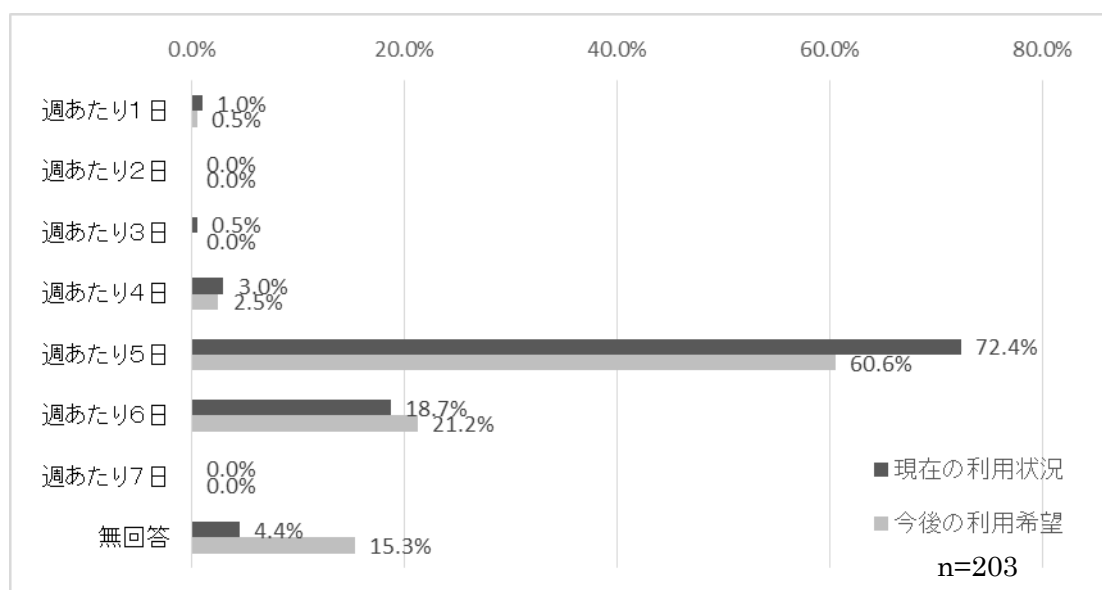
現在、教育・保育事業をどのくらい利用していますか。また、希望としてはどのくらい利用したいですか。

教育・保育事業の週当たりの利用日数は、現在の利用状況、今後の利用希望ともに「週5日」が最も多く、6割を超えています。次いで「週6日」が2割弱となっています。

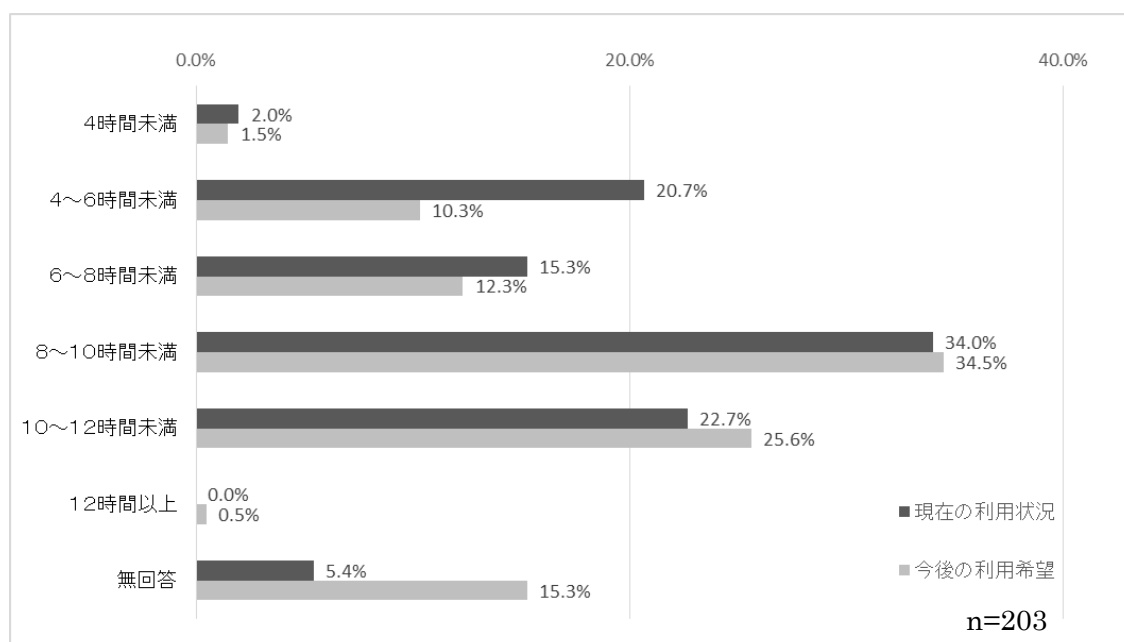
1日あたり現在の利用時間は「8～10時間未満」が34%で最も多く、次いで「10～12時間未満」(22.7%)、「4～6時間未満」(20.7%)の順となっています。

1日あたりの利用希望時間は「8～10時間未満」が34.5%で最も多く、次いで「10～12時間未満」(25.6%)、「6～8時間未満」(12.3%)の順となっています。

●教育・保育施設の週当たりの利用日数

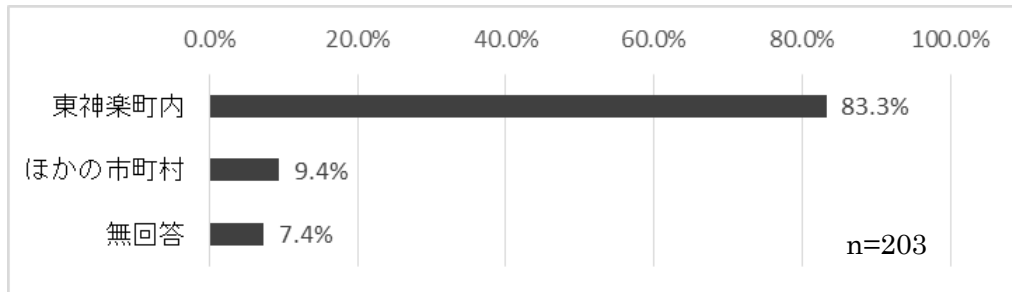


●教育・保育施設の1日当たりの利用時間



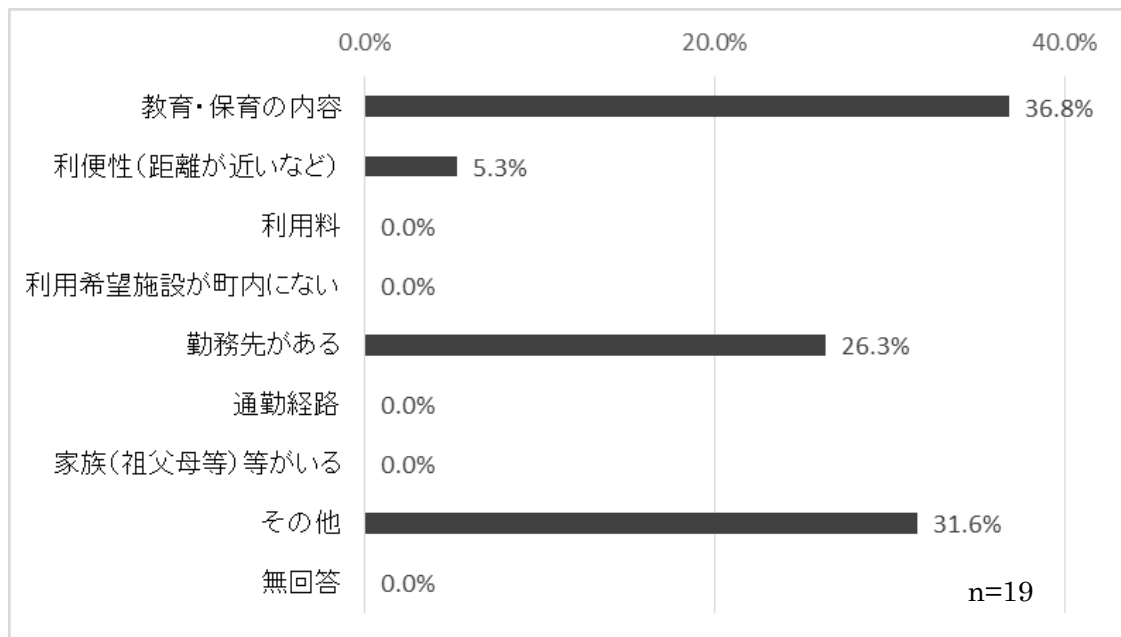
日常的に利用している幼稚園や保育所（教育・保育事業）などの実施場所はどこですか。

教育・保育施設を利用している場所は、「東神楽町内」が83.3%を占め、「他の市町村」は9.4%となっています。



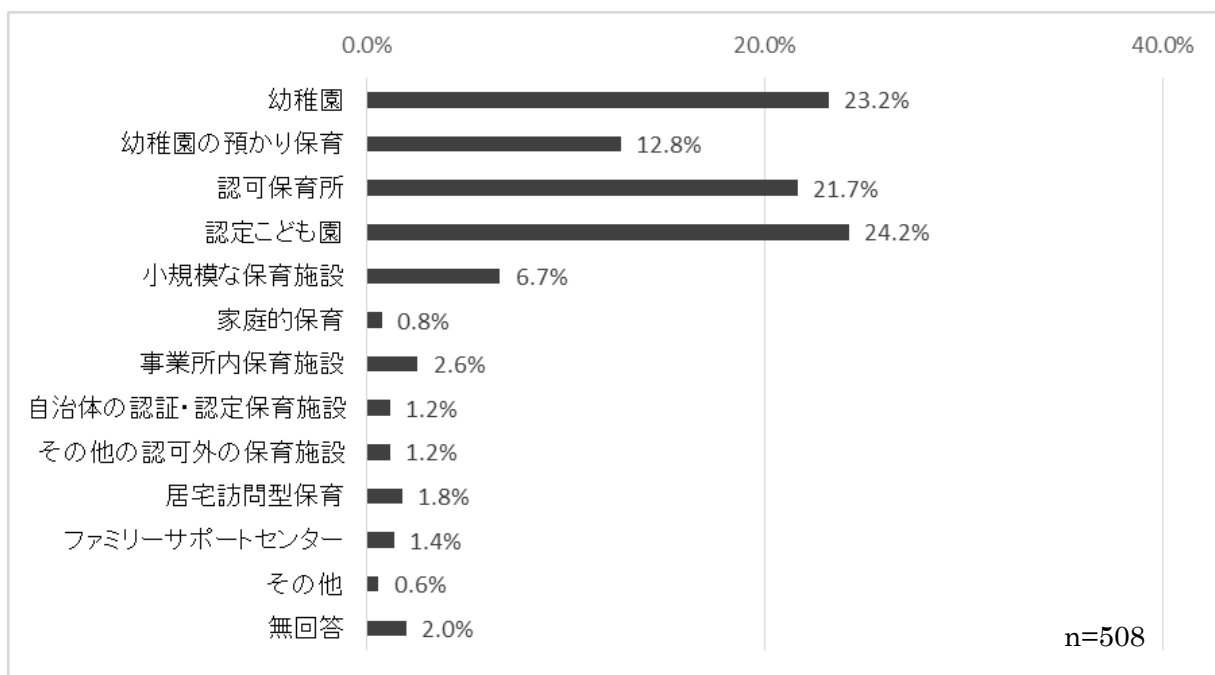
他市町村で利用している主な理由は何ですか。

教育・保育施設を他の市町村で利用している理由は、「教育・保育の内容」が36.8%で最も多く、次いで「その他」が31.6%となっています。その他の事由としては、「転居前から入園していたため」などとなっています。



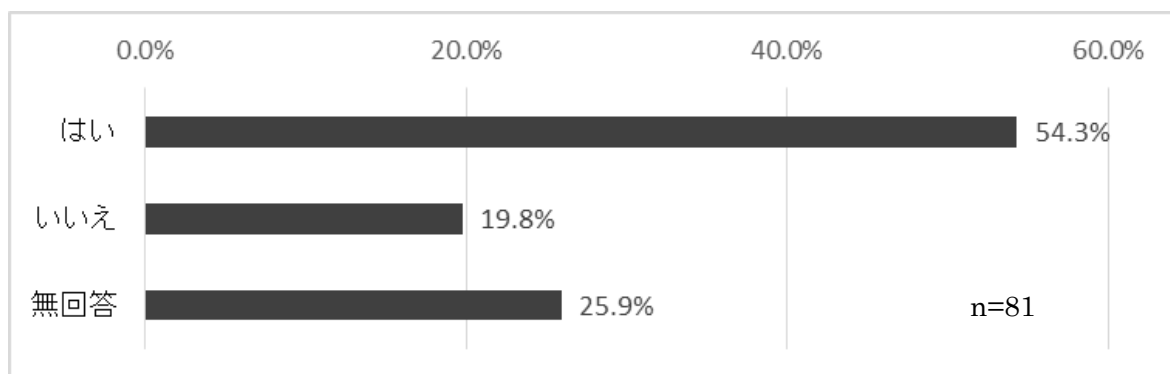
現在、利用している・利用していないにかかわらず、あなたのお子さんに、日常的に利用させたいと考える教育・保育施設等をお答えください。【複数回答】

今後利用したい教育・保育施設は「認定こども園」が24.2%で最も多く、次いで「幼稚園」が23.2%、「認可保育所」が21.7%、「幼稚園の預かり保育」が12.8%の順となっています。



特に幼稚園の利用を強く希望しますか。【上記設問で幼稚園または幼稚園の預かり保育に○をつけ、かつ他の選択肢にも○を付けた方のみ】

幼稚園の利用を強く希望するかは、「はい」が54.3%、「いいえ」が19.8%となっています。

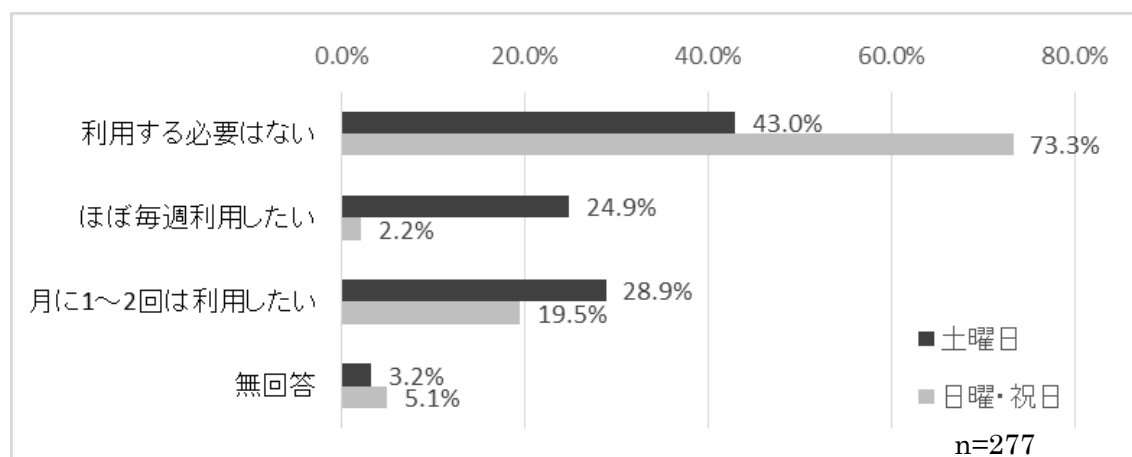


土日・休日・長期休業中の定期的な幼稚園・保育施設等の利用状況について【就学前のみ】

お子さんについて、土曜日、日曜・祝日に、定期的な幼稚園・保育施設等の利用を希望されますか。

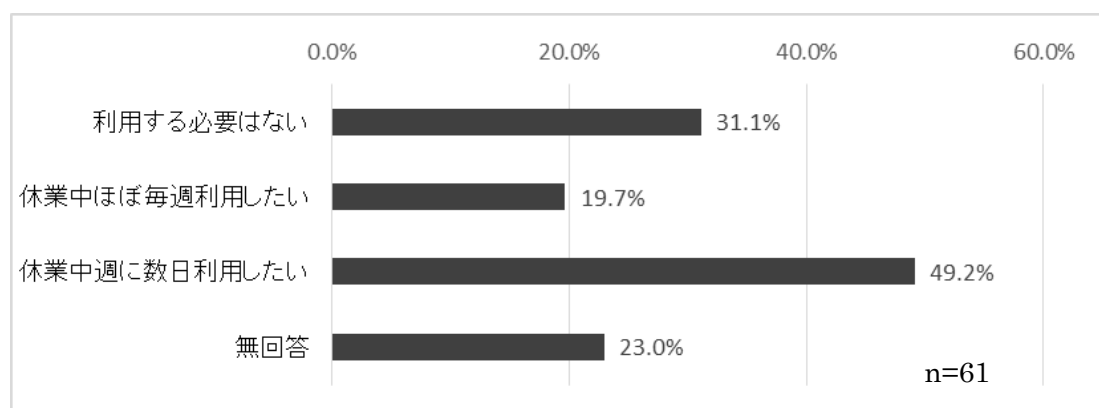
土曜日の利用希望は「利用する必要はない」が43%で最も多く、次いで「月に1～2回は利用したい」(28.9%)、「ほぼ毎週利用したい」(24.9%)の順となっています。

日曜・祝日の利用希望は「利用する必要はない」が73.3%で多数を占め、次いで「月に1～2回は利用したい」(19.5%)「ほぼ毎週利用したい」(2.2%)の順となっています。



幼稚園の夏休み・冬休みなど長期休業中に、お子さんの預かり保育を希望されますか。

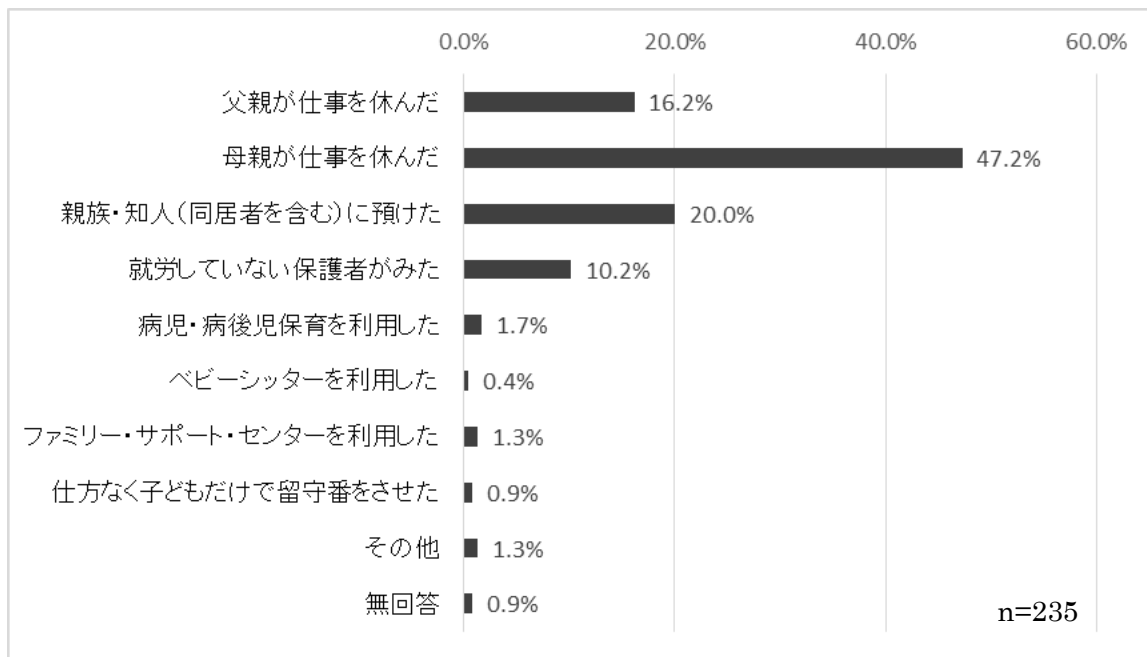
長期休暇中の幼稚園の利用希望は、約半数の49.2%が「休業中週に数日利用したい」と回答しています。次いで、「利用する必要はない」(31.1%)、「休業中ほぼ毎週利用したい」(19.7%)の順となっています。



病気やケガの際の対応【就学前のみ】

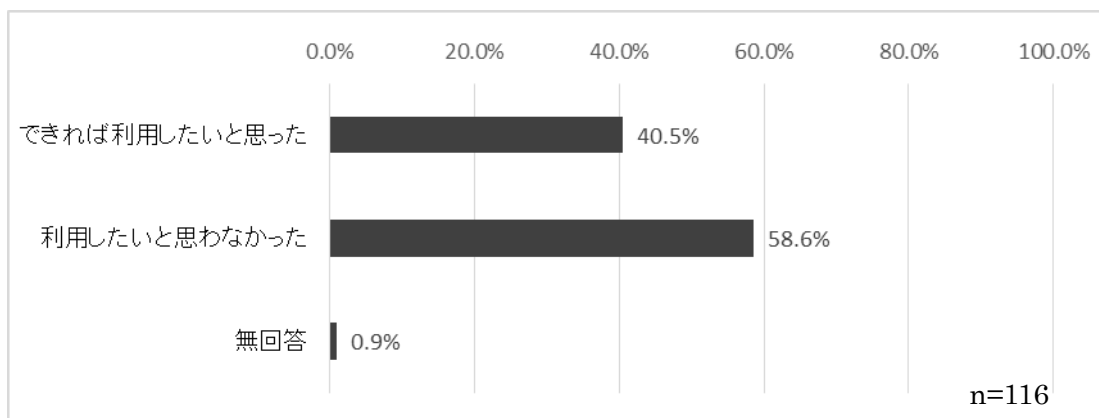
この1年間、病気やケガで教育・保育施設を利用できなかったとき、どのような対応をされましたか。

病気やケガで教育・保育施設を利用できなかった場合の対処方法は、「母親が仕事を休んだ」が47.2%で最も多く、次いで「親族・知人に預けた」が20.0%、「父親が仕事を休んだ」が16.2%の順となっています。



その際に「できれば病児・病後児を預かってくれる保育施設などに預けたい」と思いましたか。

病気やケガの際に父親または母親が休んだと回答した人の病児・病後児保育の利用は、「できれば利用したいと思わなかった」が58.6%、「利用したいと思った」が40.5%となっています。

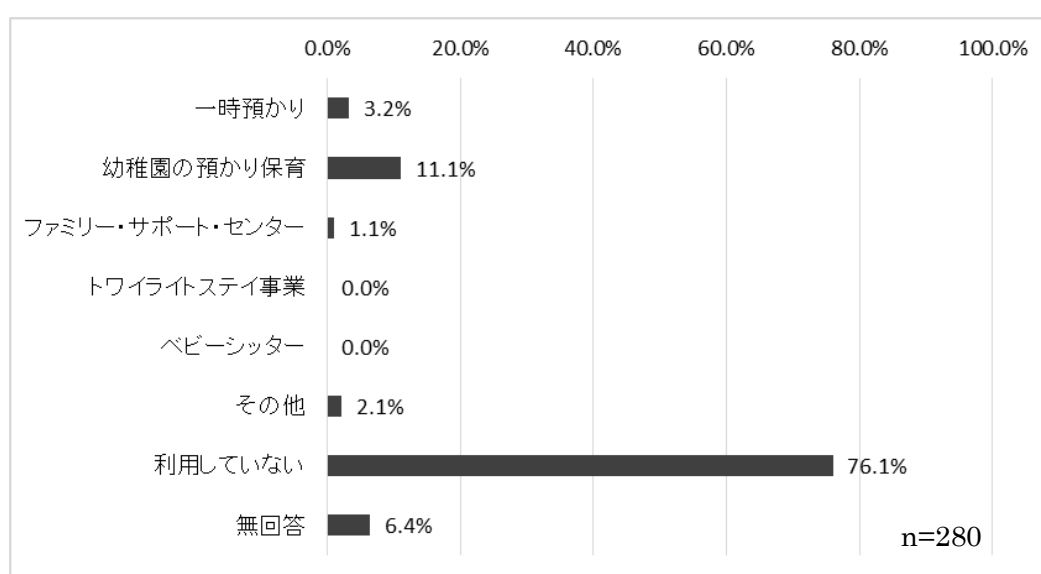


保育所・保育施設等の不定期の利用について【就学前のみ】

保護者の方の不定期の就労や就労以外の理由（冠婚葬祭、リフレッシュ、保護者の通院等）で、お子さんが利用している施設・サービスと、それぞれの年間の利用日数を〔 〕に数字でご記入ください。【複数回答】

不定期の就労や就労以外の理由で利用している施設・サービスは、「利用していない」が76.1%で多数を占めています。利用している施設・サービスの中では「幼稚園の預かり保育」が11.1%、「一時預かり」が3.2%、ファミリー・サポート・センターが1.1%となっています。

施設・サービス別の年間の利用日数は、「幼稚園の預かり」、「一時預かり」はともに「6～10日」が最も多くなっています。

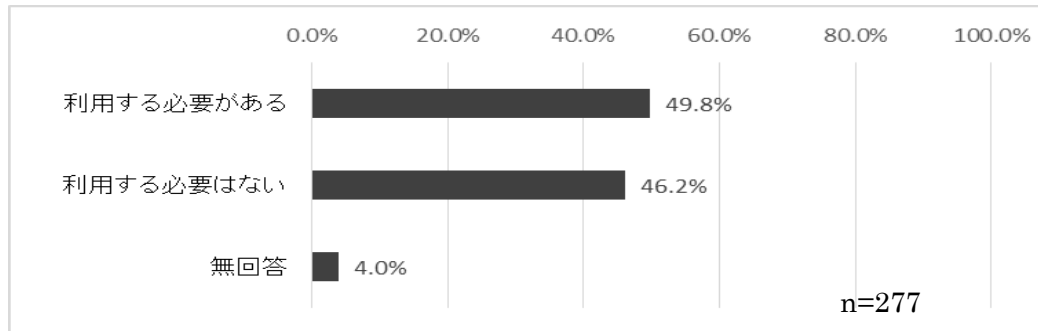


(%)

利用サービス (n : 回答数)	1日	2日	3日	4日	5日	6 ～ 10日	11 ～ 20日	21日 以上
一時預かり n=18	11.1	0.0	11.1	0.0	0.0	55.6	0.0	22.2
幼稚園の預かり保育 n=62	6.5	12.9	12.9	0.0	3.2	32.3	6.5	25.8
ファミリー・サポート・センター n=6	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0
ショートステイ事業 n=0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ベビーシッター n=0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他 n=12	33.3	0.0	0.0	0.0	16.7	33.3	0.0	16.7

お子さんについて、保護者の方の不定期の就労や就労以外の理由で、不定期の教育・保育事業や一時預かりなどのサービスを利用する必要があると思いますか。

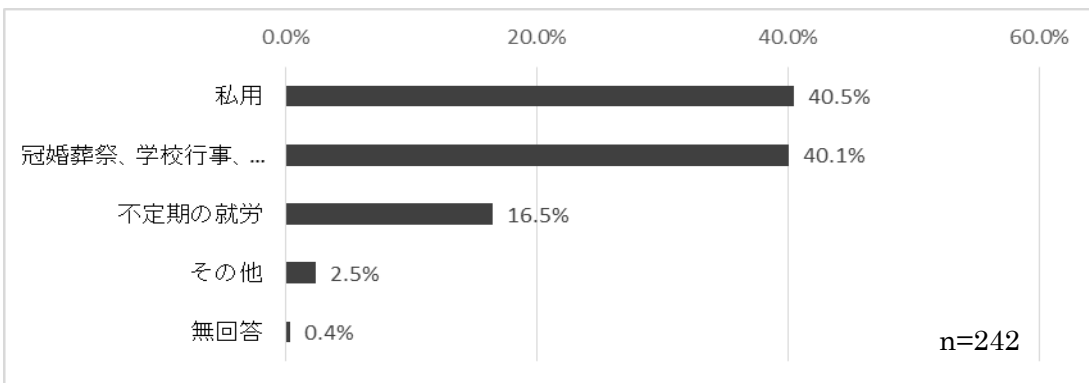
一時預かり等の施設・サービスを利用する必要があるかどうかは、「利用する必要がある」が49.8%、「利用する必要はない」は46.2%となっています。



保護者の方の不定期の就労や就労以外の理由で、不定期の教育・保育事業や一時預かりなどのサービスを利用する必要があると思いますか。

一時預かり等の施設・サービスを“利用する必要がある”と回答した人の利用目的は、「私用」が40.5%で最も多く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」(40.1%)、「不定期の就労」(16.5%)の順となっています。

利用日数は、「私用」では「6～10日」(27.6%)、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」では「6～10日」(30.9%)、「不定期の就労」では「21日以上」(32.5%)が最も多くなっています。

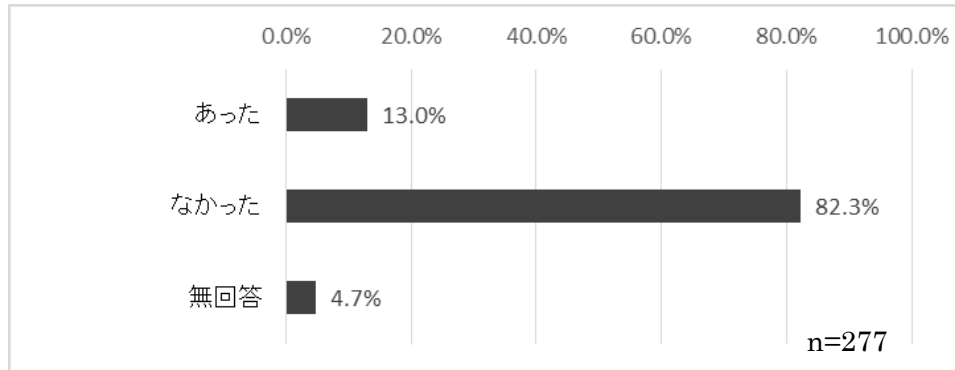


(%)

利用サービス (n : 回答数)	1日	2日	3日	4日	5日	6 ～ 10日	11 ～ 20日	21 日 以上	無回答
私用 n=98	2.0	4.1	6.1	4.1	16.3	27.6	22.4	13.3	4.1
冠婚葬祭、学校行事、 子どもや親の通院等 n=97	4.1	4.1	11.3	6.2	23.7	30.9	11.3	4.1	4.1
不定期の就労 n=40	5.0	5.0	7.5	2.5	12.5	20.0	10.0	32.5	5.0
その他 n=6	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	33.3	0.0

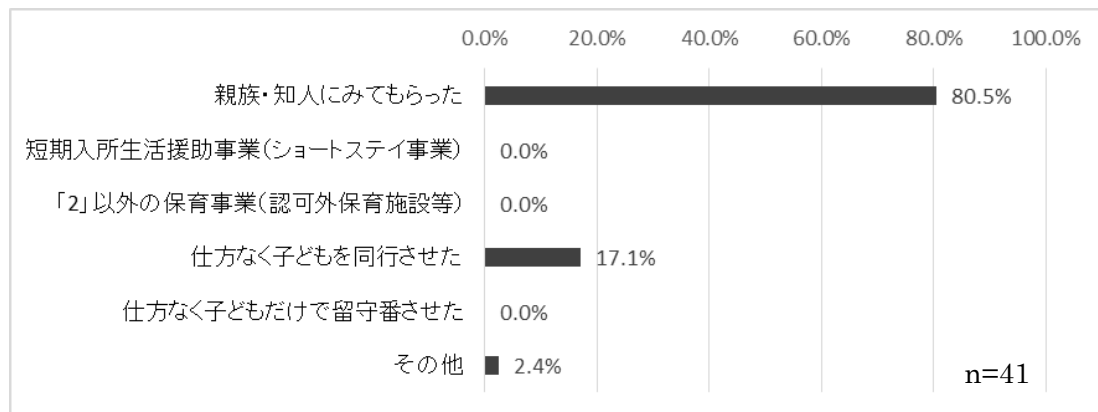
この一年間で、保護者の方の不定期の就労や就労以外の理由（冠婚葬祭、リフレッシュ、保護者の通院等）により、お子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかったことがありましたか。

お子さんを泊りがけで家族以外にみてもらう必要があったかどうかは、「あった」が13.0%、「なかった」は82.3%となっています。



その場合の対処方法と年間の日数を教えてください【複数回答可】

前問に引き続き、お子さんを泊りがけで家族以外で見てもらう場合の対処方法では、「親族・知人」が80.5%となっています。



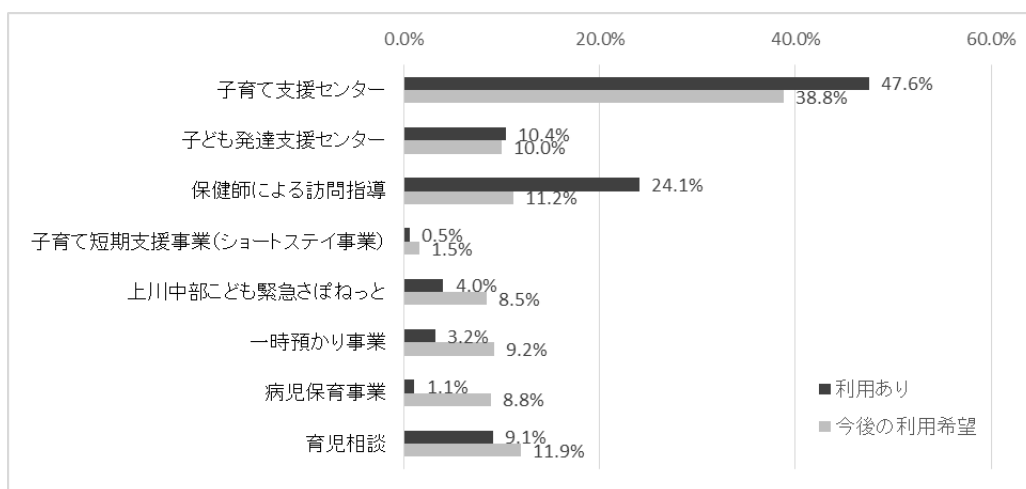
対処方法 (n : 回答数)	1 ~ 5 日	6 ~ 10 日	11 日 以上	無 回 答
親族・知人にみてもらった n=33	69.7	21.2	6.1	3.0
仕方なく子どもを同行させた n=7	100.0	0.0	0.0	0.0
その他 n=1	0.0	100.0	0.0	0.0

地域における子育て支援などについて

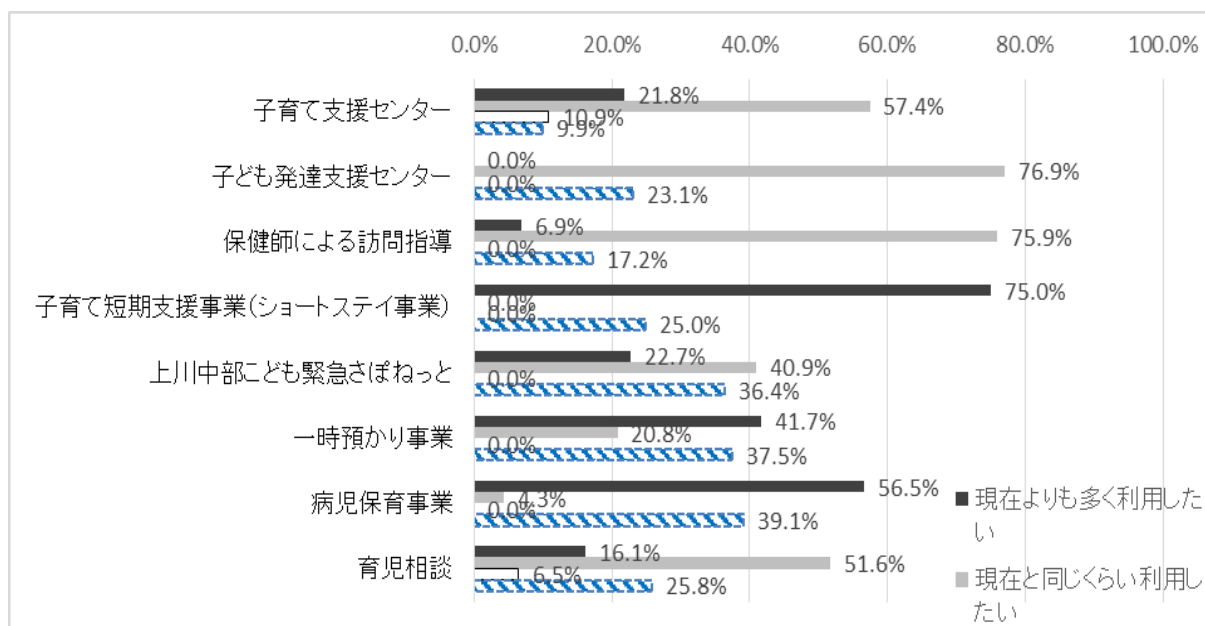
子育て支援事業について現在の実績と今後の希望について、あてはまるものそれぞれ1つずつに○をつけてください。実施場所については、数字に○をつけてください。

子育て支援事業の利用は、実績・希望ともに「子育て支援センター」が約4割を占め、最も多くなっています。

●子育て支援事業の現在の利用実績と今後の希望



●利用している子育て支援事業で、今後の利用希望

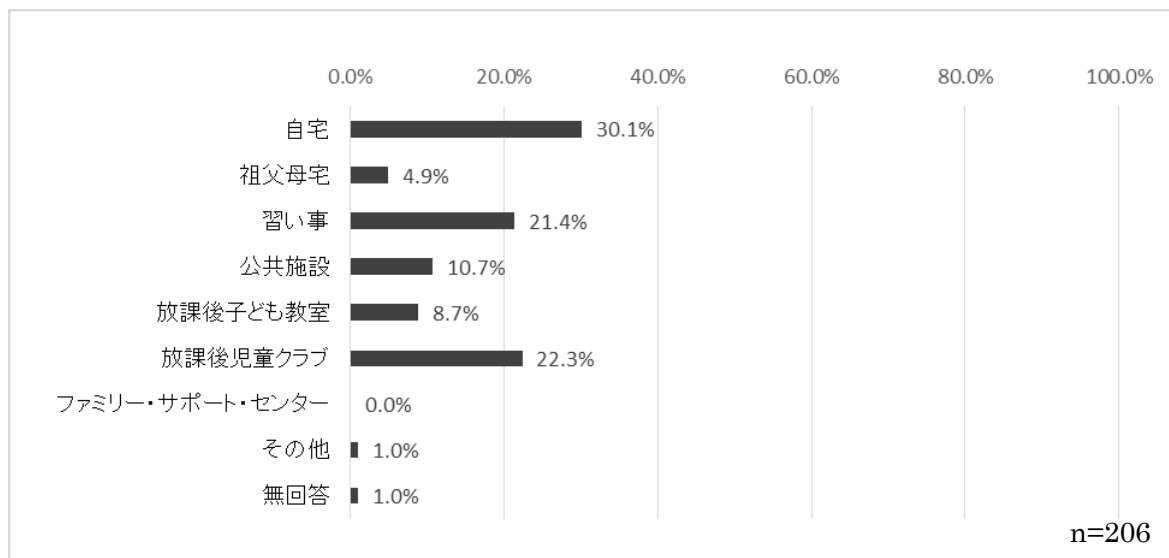


放課後の過ごし方について

お子さんが小学校に入学した後、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で、どのくらいの日数を過ごさせたいと思いますか。【複数回答】

5歳以上の就学前児童が小学校に就学した際の放課後の過ごし方の希望は、「自宅」が30.1%で最も多く、次いで「放課後児童クラブ」が22.3%、「習い事」が21.4%となっています。

●放課後の居場所（就学前5歳以上のみ）



●過ごさせたい日数（上段：低学年の期間 下段：高学年の期間）

(%)

放課後の過ごし方 (n: 回答数)	週1	週2	週3	週4	週5	週6日	無回答
	日	日	日	日	日	以上	
自宅 n=62	3.2	12.9	22.6	9.7	19.4	3.2	29.0
	9.7	3.2	25.8	6.5	38.7	3.2	12.9
祖父母宅 n=10	60.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0
	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	60.0
習い事 n=44	40.9	36.4	4.5	0.0	0.0		18.2
	22.7	40.9	18.2	0.0	0.0		18.2
公共施設 n=22	36.4	9.1	9.1	0.0	0.0	9.1	36.4
	18.2	27.3	27.3	0.0	0.0	9.1	18.2
放課後子ども教室 n=18	11.1	0.0	22.2	0.0	55.6	11.1	0.0
	11.1	0.0	22.2	0.0	22.2	11.1	33.3
放課後児童クラブ n=46	4.3	0.0	13.0	8.7	65.2	8.7	0.0
	4.3	0.0	8.7	0.0	13.0	4.3	69.6
その他 n=2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

現在、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごしていますか。また、今後どのような場所で過ごさせたいと思いますか。過ごし方とそれぞれの日数をお答えください。【複数回答】

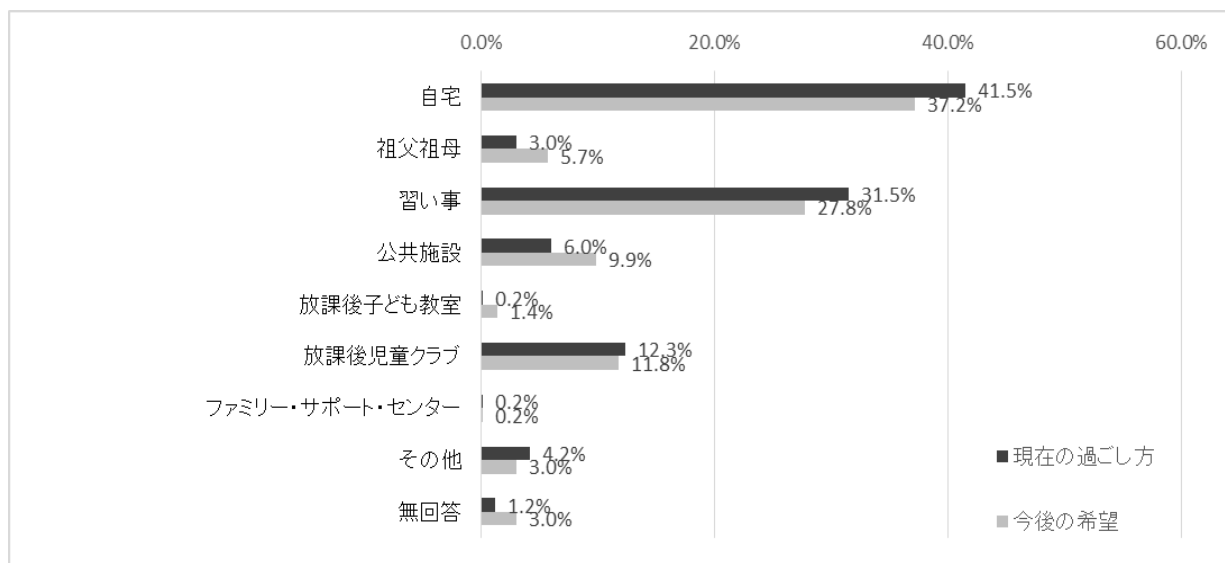
小学校児童の現在の放課後の過ごし方は、「自宅」が41.5%で最も多く、次いで「習い事」が31.5%、「放課後児童クラブ」が12.3%の順となっています。

小学生の保護者が希望する放課後の過ごし方は、「自宅」が37.2%で最も多く、次いで「習い事」が27.8%、「放課後児童クラブ」が11.8%の順となっています。

過ごしている日数のうち最も多い日数は、「自宅」「放課後児童クラブ」は「週5日」、「習い事」「その他」は「週2日」、「祖父母」「公共施設」は「週1日」となっています。

過ごさせたい日数のうち最も多いのは、「自宅」「放課後児童クラブ」が「週5日」、「習い事」「放課後子ども教室」が「週2日」、「祖父母」「公共施設」が「週1日」となっています。

●放課後の過ごし方と今後の希望（小学生）



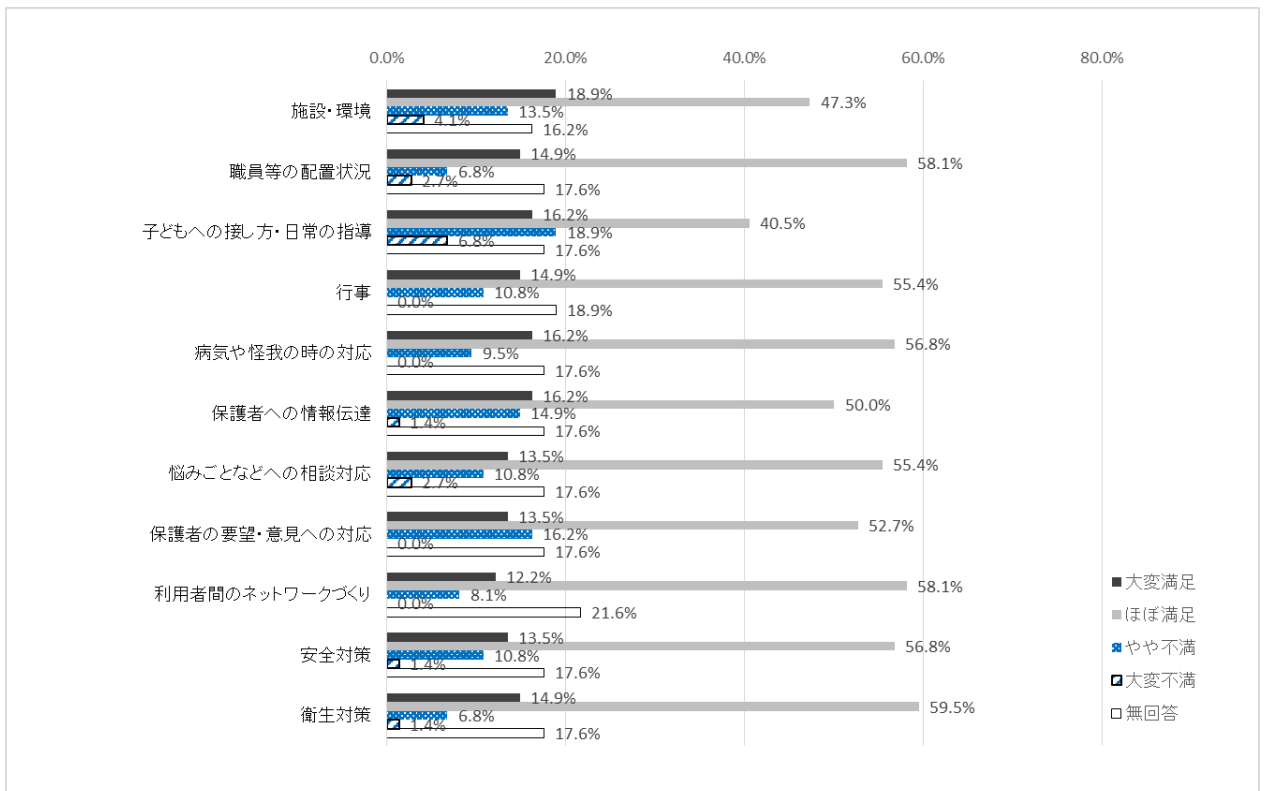
● 過ごす日数（上段：現在 下段：希望）

(%)

放課後の過ごし方（n：回答数）	週1 日	週2 日	週3 日	週4 日	週5 日	週6 日	週7 日	無回 答
自宅	n=249 7.6	15.7	18.1	9.6	37.3	3.2	6.8	1.6
	n=233 10.7	22.7	15.5	6.4	33.5	0.0	0.0	8.3
祖父母	n=18 44.4	22.2	0.0	11.1	16.7	0.0	0.0	5.6
	n=36 55.6	19.4	8.3	2.8	5.6	0.0	0.0	8.3
習い事	n=189 29.1	33.3	21.7	12.7	2.6	0.5	0.0	0.0
	n=174 26.4	33.3	28.2	9.8	1.7	0.0	0.0	0.6
公共施設	n=36 50.0	30.6	8.3	5.6	5.6	0.0	0.0	0.0
	n=62 46.8	35.5	16.1	0.0	1.6	0.0	0.0	0.0
放課後子ども教室	n=1 0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	n=9 33.3	44.4	11.1	0.0	11.1	0.0	0.0	0.0
放課後児童クラブ	n=74 4.1	5.4	6.8	16.2	63.5	4.1	0.0	0.0
	n=74 4.1	2.7	21.6	14.9	54.1	1.4	0.0	1.4
ファミリー・サポ-トセンター	n=1 100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	n=1 0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	n=25 16.0	36.0	16.0	12.0	20.0	0.0	0.0	0.0
	n=19 15.8	21.1	21.1	15.8	15.8	0.0	0.0	10.5

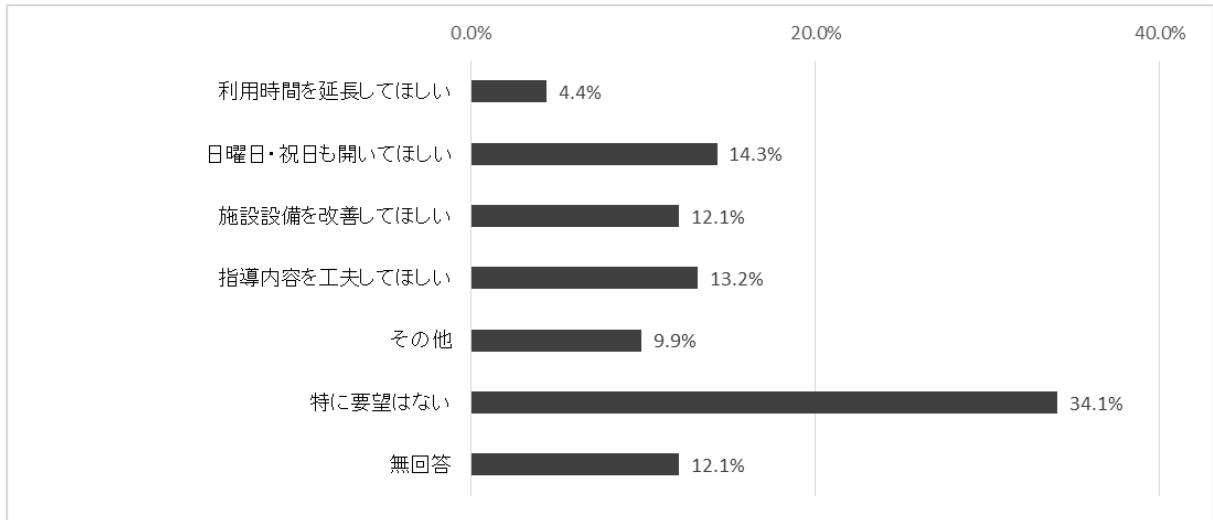
現在利用している放課後児童クラブに対してどのように感じていますか。

放課後児童クラブを利用している半数以上の保護者が、各項目において「大変満足」若しくは「ほぼ満足」となっています。



現在利用している放課後児童クラブに対する要望はどのようなことですか。

放課後児童クラブに対して、44%が何らかの要望があり、中でも開所日の拡大についてが最も多く、34.1%が特に要望がないという結果となっています。

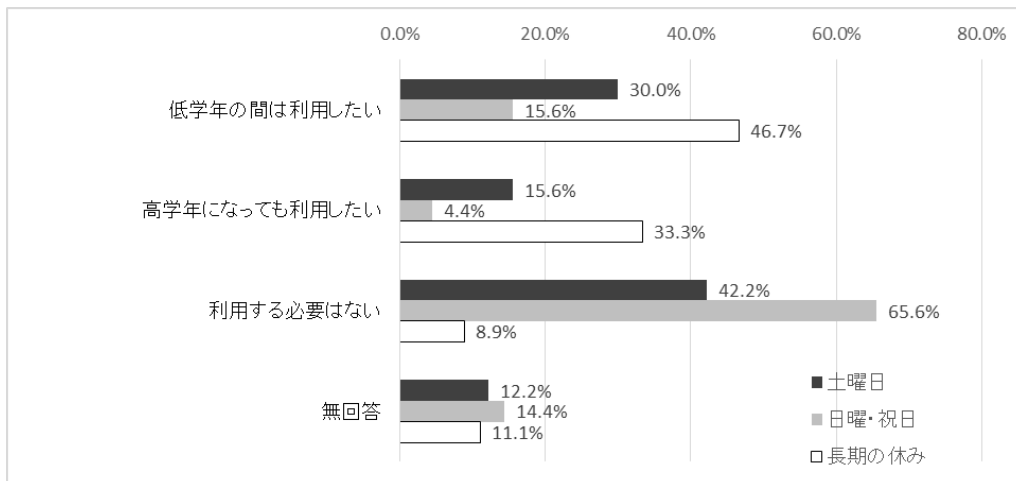


土曜や日曜・祝日、夏休みなど長期休業中に、放課後児童クラブの利用希望はありますか。

土曜の利用希望は、「利用する必要がない」が42.2%で最も多く、次いで「低学年の間は利用したい」(30.0%)、「高学年になっても利用したい」(15.6%)となっています。

日曜・祝日の利用希望は、「利用する必要がない」が最も多く、65.6%を占めています。次いで「低学年の間は利用したい」(15.6%)、「高学年になっても利用したい」(4.4%)の順となっています。

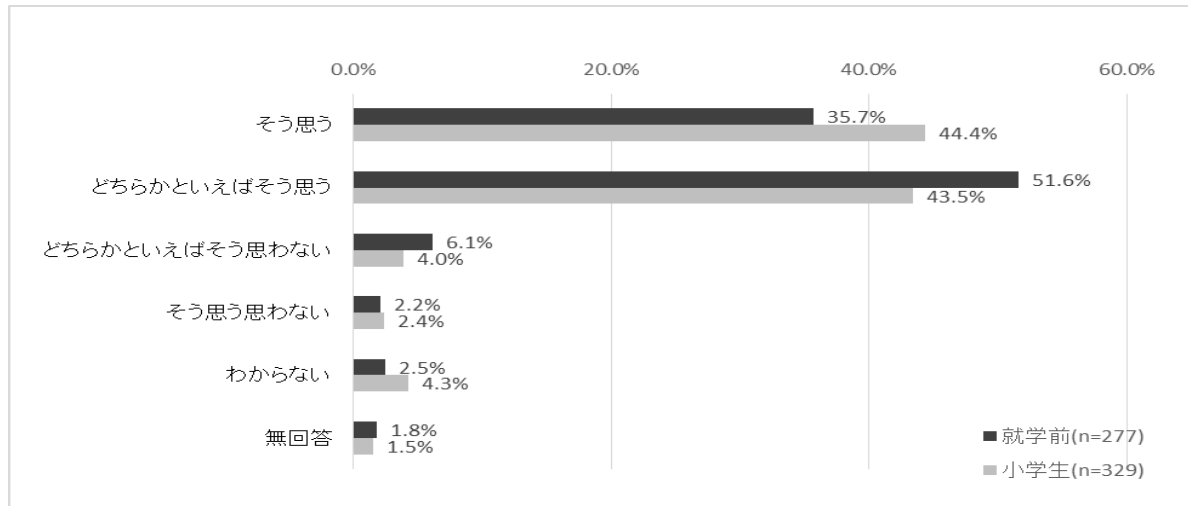
長期休暇中の利用希望は、「低学年の間は利用したい」が46.7%で最も多く、次いで「高学年になっても利用したい」(33.3%)が続き、あわせて80%が利用を希望しています。



子育て施策全般について

東神楽町は子育てしやすいまちだと思いますか。

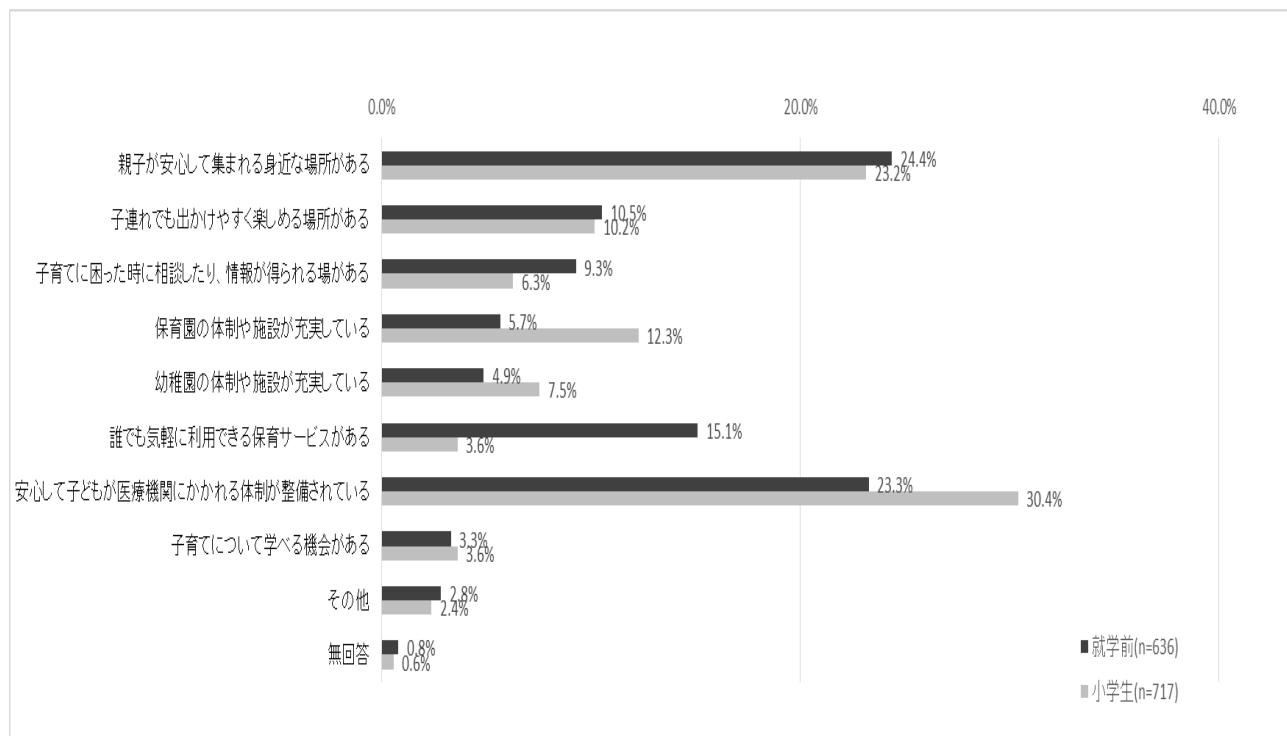
東神楽町の子育てしやすさに関して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合わせると、【就学前】【小学生】ともに約9割の人が子育てしやすいと感じています。



「そう思う」「どちらかといえばそう思う」のは、どのような点ですか。【複数回答】

【就学前】は「親子の集会場所」（24.4%）、「医療機関の体制整備」（23.3%）、「気軽に利用できる保育サービス」（15.1%）の順となっています。

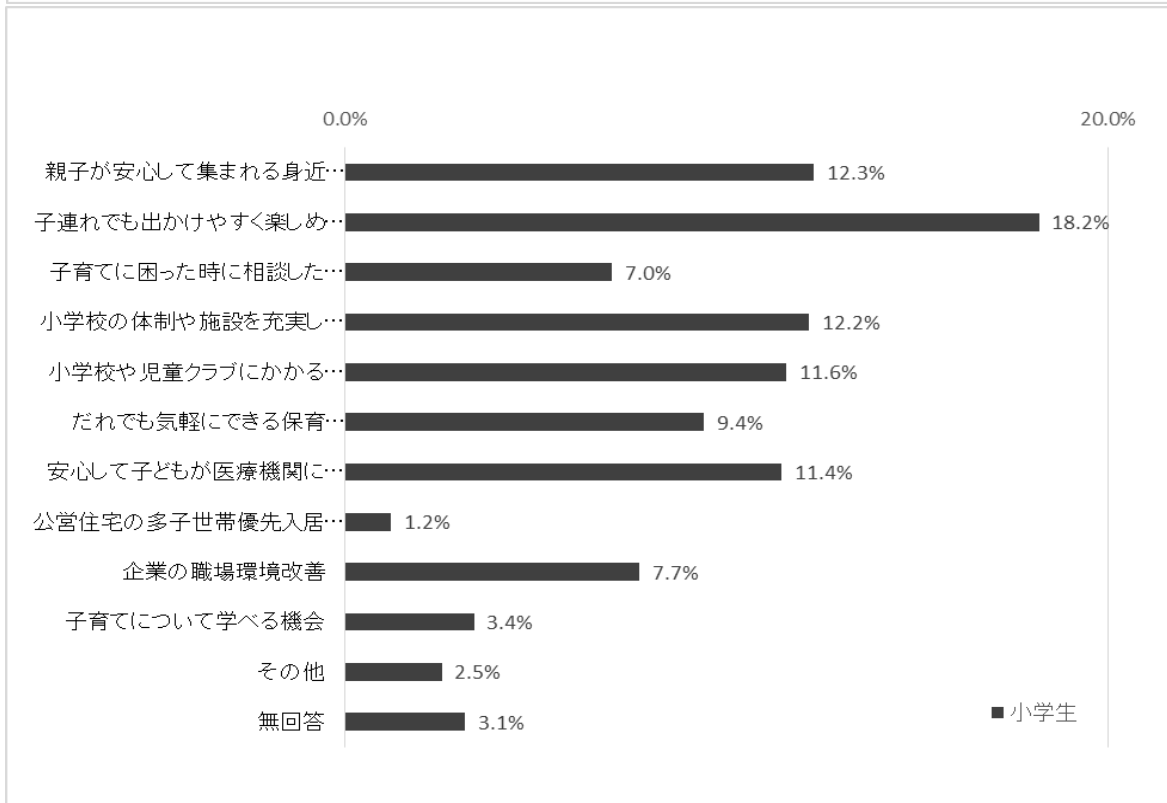
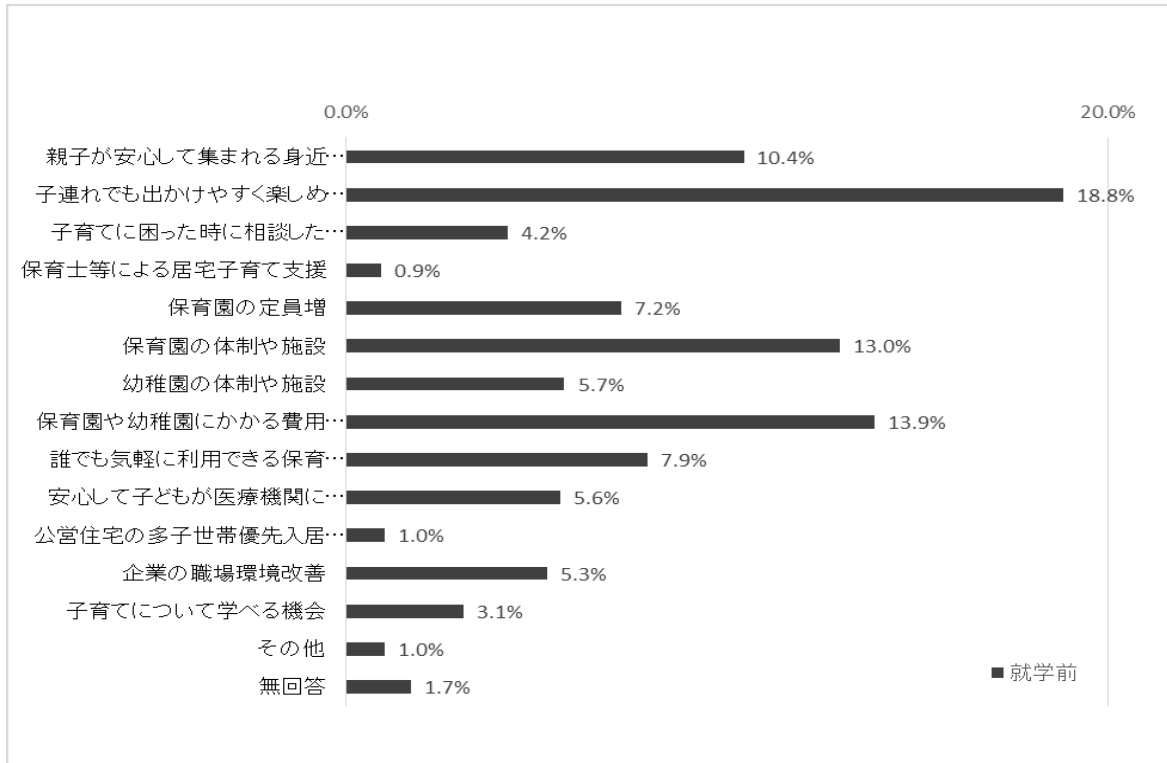
【小学生】は、「医療機関の体制整備」（30.4%）、「親子の集会場所」（23.2%）、「保育園の体制・施設の充実」（12.3%）の順となっています。



今後、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待していますか。【複数回答】

【就学前】は、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所」が18.8%で最も多く、次いで「保育園や幼稚園にかかる費用負担軽減」(13.9%)が続いています。

○【小学生】は、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所」が18.2%で最も多く、次いで「親子の集会場所」(12.3%)、「小学校の体制や施設」(12.2%)の順となっています。



第3章 子ども・子育て支援事業計画基本目標の展開

1. 子どもの豊かな心と健やかな成長を育むまち

①幼児教育・保育サービスの充実

・認定こども園の導入検討

今後の児童人口の推移、幼稚園・保育所の入園・入所率、教育・保育ニーズを勘案し、効果的な保育の受け皿としての認定こども園の導入の必要性を検討します。

・特別保育事業の充実

幼稚園の預かり保育を含めた一時保育や延長保育、病後児保育などについて、利用状況や住民ニーズ等を勘案し、必要な保育サービスの充実を検討します。

・保育料徴収基準（3歳未満児）の見直し

社会経済や課税状況、保育事業に係る経費等を勘案しながら、適正な利用者負担となるよう3歳未満児にかかる保育料徴収基準の見直しを必要に応じて行います。

・幼児教育・保育の質の向上

幼稚園教諭や保育士等の専門性のほか、職員の資質や能力の向上を図ります。また、食育活動の推進、読書環境、体験プログラムの充実等、特色ある教育・保育の充実に取り組みます。さらに、保育環境に必要な保育人材（保育士等）の育成事業を推進します。

・幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携・接続）

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、その他の小学校就学前子ども等に係る施策も緊密に連携しながら、幼児期に必要な教育・保育を充実させ、子どもの成長の基礎を培います。

・待機児童の解消と保育人材の確保

町内の人口動態や出生、女性の就業等の傾向に注視しながら、待機児童解消に必要な保育所等施設の定員数を確保しつつ、さらに近隣自治体との広域保育の協力関係も維持しながら、町内で待機児童を出さない取り組みについて継続して進めます。あわせて、保育の質を低下させないため、保育人材（保育士等）の確保対策も努めます。

②地域子ども・子育て支援事業の提供

・子育て支援センター事業の充実

親子が気軽に交流できる場として「これっと」と「ぱれっと」で、にこにこサロン、年齢別広場、わくわく教室、子育て講座などの事業を実施するとともに、利用しやすい環境づくりに努めます。

・にこにこサロン

親子のふれあいの場、友達づくりの場として広場を開放します。事業のある日はお休みしますが、基本的に月曜日から金曜日、午前と午後に分けて週5回程度開放します。

・年齢別広場

0歳、1歳、2歳以上の3クラスに分けて、各年齢に応じた遊びや親子のふれあい遊びを提供します。

・わくわく教室

言葉や情緒面でも発達が目覚ましい時期の子育ての悩みや不安を話し合う親同士の交流や親子の遊びなどを通じて育児の仲間づくりを行います。

・子育て講座

保護者向けの子育て講座。子どもの育ちや子育てに関する講演や講習会を開催し、専門的なアドバイスを提供します。

・移動サロン

子育てサークルや各地域に、子育て支援センターの保育士が出向いて、遊びの紹介などを行います。

・育児相談

電話や面談による育児相談を行い、子育ての不安や悩みなどが解消できるよう支援を行います。

・子育て教育相談

各分野の専門家による子育て教育相談窓口を月1回開設し、子育てや教育に関する不安や悩みなどの相談を受けます。

・子育て健康相談

保健師等による育児相談、妊婦相談、身長・体重計測、栄養相談、歯科相談などを実施します。

- ・育児サークル支援

子育てに関わる住民の自主サークルの立ち上げや日々の活動に対するアドバイス、合同事業の開催など、サークル活動の支援を行います。

- ・利用者支援事業の導入

子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園や保育所などの施設や地域の子育て支援サービスなどから選択し、利用できるよう情報の提供や相談を行います。

③仕事と子育ての両立を支援

- ・保育時間、預かり保育事業（幼稚園）の充実

幼稚園の保育時間を延長し、さらに在園児を対象とした降園時間以降の預かり保育も充実させるなど、幼児の心身の健全な発達を図るとともに保護者の子育てを支援します。

- ・一時保育事業（保育所）の実施

通常は保育を必要としないが、一時的に保育が必要となる家庭の幼児を預かり、保護者の育児に伴う負担軽減を支援します。

- ・延長保育事業の実施

保護者の多様な就労形態を考慮し応えるため、保育所の閉所時間を延長し、11時間を超えた保育を実施します。

- ・上川中部こども緊急さぼねっと事業の実施

子どもを預かってほしい「利用会員」と預かる「スタッフ会員」の橋渡しを行い、病児病後児や宿泊時に子どもを預かる事業を広域で実施しています。利用者負担軽減を目的に町独自の利用助成制度を実施します。

- ・放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の運営

就労等により放課後、保護者が家庭にいない児童の健全育成を図るため、中央児童クラブと東聖児童クラブを開設しています。また、地域小学校とも連携して課外活動への円滑な接続体制や、児童クラブにおける待機児童の解消対策に、空き教室等の活用等も検討して進めます。

- ・児童クラブの保育の質の向上

児童クラブ指導員の専門性のほか、職員の資質や能力の向上を図ります。また、クラブ内での学びや遊びの充実と安全性の確保に努めます。

- ・児童クラブの一時預かり事業の実施

一時的に家庭での保護ができない児童を預かり、入会児童とともに児童クラブで活動し、子どもたちの健全育成に取り組んでいます。

- ・児童クラブの延長保育事業

保護者の幅広いニーズに応え、通常の開所時間を超えて児童を保育することにより、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。

- ・放課後子ども教室

子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得ながら、学習活動やスポーツ・文化芸術活動等の取組を実施し、子どもたちの社会性や自主性、創造性等の豊かな人間性を育み、地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図ります。

- ・第三の居場所事業

子どもの生活慣習や家庭環境、成長差等の多様な状況に配慮しながら、子どもたちの体験格差の解消や規範意識の芽生えなどを目指し「第三の居場所」を開設しています。児童クラブや学校、関係機関、団体等とも協力しながら、子どもの健やかな成長を支援します。

④家庭や地域の教育力の向上

- ・家庭教育充実事業の実施

P T Aや学校、幼稚園・保育所が連携を深め、各種事業を通して子どもを持つ親と子育て経験者との交流の場や学習機会を提供します。

2. 安心して子どもを産み育てることができるまち

①子育て情報と相談支援体制の提供

- ・妊産婦相談

母子手帳交付時に妊婦全員に妊娠アンケートを実施し、妊娠中の体の変化等の説明から妊娠、出産、育児に関する相談を受け、母親等の不安軽減に努めます。

- ・助産師健康相談

助産師による妊産婦、0歳児又は0歳児を子育て中の方を対象とした健康相談を毎月実施しています。妊娠中のことや分娩、育児の準備等さまざまな内容のご相談を受けます。

- ・子育て情報の提供

子どもの発達段階に応じた親の学習機会の提供や家庭教育に関する情報提供、教育相談員の配置など、学校・家庭・地域の連携の下、総合的な子育て力の向上を図ります。

- ・育児相談（再掲）

電話や面談による育児相談を行い、子育ての不安や悩みなどが解消するよう支援を行います。

- ・子育て教育相談（再掲）

各分野の専門家による子育て教育相談窓口を月1回開設し、子育てや教育に関する不安や悩みなどの相談を受けます。

- ・子育て健康相談（再掲）

保健師等による育児相談、妊婦相談、身長・体重計測、栄養相談、歯科相談などを「にこにこサロン」と合同で開催します。

②親と子の健康を切れ目なく支援する体制

- ・妊婦健康診査事業の実施

妊婦一般健診受診票は14回、超音波受診票は6回交付を行い、専門医療機関への受診による妊婦の健康保持・増進を図ります。

- ・産婦健康診査事業の実施

産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産婦健診受診票を産後2週間・産後1か月の2回分交付し、産後の初期段階における母子に対する支援を強化します。

・産後ケア事業

出産後の心身ともに不安定な時期に、育児支援を要する母子を対象に、心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制を確保します。初産婦と生後4か月以内の乳児を対象に、助産院や病院日帰り又は宿泊して、ゆっくりと休息し、母の心身の疲労を回復するとともに、助産師に母乳ケアや育児相談も受けることができます。

・女性の健康づくりの推進

妊娠・出産・子育てに忙しい時期に見過ごされがちな女性の健康の確保に配慮し、低年齢化する子宮がんの早期発見・早期治療のため、子宮がん検診の対象を20歳からとします。また、骨粗しょう症検診も20歳からとし、受診の推奨に努めます。

・乳児家庭全戸訪問の実施

保健師又は助産師が家庭を訪問し、生後1～4か月の乳児の健康状態を観察し、子育てに必要な情報提供、相談、保健指導を実施し、支援の必要な家庭への早期対応を図ります。

・養育支援訪問の実施

乳児家庭全戸訪問により把握した支援の必要な家庭において、養育に関する相談や指導助言など必要な支援を行うことで、要保護児童の健全な育成を図ります。

・乳幼児健康診査の充実

4～6か月児と8～10か月の乳児並びに、1歳半及び3歳児の健診を通し、栄養・保健・虫歯予防など乳幼児の健康の保持・増進を図ります。経過観察及び精密検査が必要になった子どもに対しても、随時、相談や訪問指導につなげ、未受診の解消や育児不安の軽減に努めます。

・予防接種の推進

町内及び旭川市の委託医療機関での個別方式で実施します。任意接種についても助成を行うほか、予防接種の必要性を周知し、望ましい年齢での接種の勧奨に努めます。

・学童健康診査の実施

小学5年生と中学2年生を対象に、血液検査を主とした大人のメタボ健診と同様の項目について検査し、学齢期から将来にわたる生活習慣病予防を図ります。

・食育事業の推進

町食育推進計画に基づき、乳児期からの具体的な食事指導や生活習慣病の要となる食生活に関する情報提供・啓発を進めるとともに、学校給食を活用した食育の推進を図ります。

③特別支援など療育サービスの提供

・療育事業の推進

平成25年に建て替えを行った子ども発達支援センターは、東神楽町と東川町の2町の就学前の児童を対象に療育指導などに適した施設・設備を整え、子ども一人ひとりの発達に応じた支援を行っています。療育指導員のほか、言語聴覚士を配置し、より適した療育指導に努めています。

・居宅介護

日常生活に支障がある児童に対し、身体介護、家事援助、通院等介助などホームヘルパーによる日常支援を行っています。

・短期入所

障がいのある児童を介護している保護者等が、病気、出産、事故などによって一時的に家庭で介護できない場合や介護疲れを癒す場合などに、施設で一時的に児童を預かり、介護している方の負担の軽減を図ります。

・児童デイサービス

障がいのある児童が通園し、日常生活動作における基本動作の指導及び集団生活への適応訓練を行っています。

・日常生活用具給付等事業

日常生活を少しでも容易にするため、障がいのある児童等に自立支援用具等の日常生活用具を給付します。

・移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある児童に自立生活および社会参加のための外出支援を行います。

・日中一時支援事業

障がい児支援施設等において、障がいのある児童の見守りや社会に適応するための日常的な支援を行います。

・障がい児福祉手当

在宅の重度障がい児に対して、その重度の障害のために生じる特別の負担の一助として手当を支給します。

・特別児童扶養手当

精神または身体に障がいをもつ児童を養育している保護者等に手当を支給することにより福祉の増進を図ります。

- ・障がい児保育事業

保育所での集団保育とともに子ども発達支援センターとの連携や、サポートファイルを用い、「一人ひとりの発達に合わせて育てる」保育を実践しています。児童クラブにおいても障がい児保育を実施しています。

④子育てを充実させるための経済的支援

- ・子ども医療費の助成

子育て家庭に対し経済的な支援を行い、子育てしやすい環境整備を促進するため中学生までの子どもの医療費の保険診療の自己負担額を無料としています。

- ・ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭や両親のいない家庭の児童及び、その児童を養育している父親または母親に医療費を助成します。

- ・重度心身障がい者（児）医療費の助成

重度心身障がい児の健全な発育を保全し、福祉の増進を図るため、医療費の助成を行うことにより子育て支援を推進します。

- ・不妊治療費の助成

不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てる環境づくりの推進を図るため、特定不妊治療（体外受精、顕微授精等）と一般不妊治療の治療費用の一部を助成します。

- ・新生児聴覚検査費の助成

聴覚障害の早期発見、早期療育が図られるよう支援するため、生後1か月までの新生児を対象に、自動聴性脳幹反応検査（AABR）又はスクリーニング用耳音響放射検査（OAE）を受けた検査料を助成します。

- ・妊婦健診助成

妊娠中よりハイリスク対象者として管理の必要な特定妊婦に対して、妊婦健診費用の助成を行い、未受診の回避や健康相談の機会を増やし、妊娠期から継続した支援を行います。（特定妊婦：出産後の子の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦、多胎、シングル、望まない妊娠など）

- ・特定妊婦に対する医療費助成

特定妊婦に対する妊婦健診費用の自己負担に対して、申請により助成を行うとともに、母子の健康状態を確認するための健康相談の機会も設けます。

- ・子育て任意予防接種事業

疾病予防に係る経済的負担の軽減を図るため、任意予防接種の実費の半額を助成します。

- ・母子父子寡婦福祉資金の支援

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立を支援するために、必要な福祉資金を低利または無利子で貸し出しています。

- ・児童手当

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、中学を卒業するまでの子どもを養育する親などに支給します。

- ・児童扶養手当

児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉を増進することを目的に、児童を監護する養育者に手当を支給します。

- ・遺児手当

交通事故、労働災害、不慮の災害で両親のいずれかを失った18歳以下の児童を養育している方に手当を支給します。

- ・養育医療給付

医師が入院療育を必要と認めた身体の発達が未熟なまま出生した乳児に対して養育医療の給付を行います。

- ・無料可燃ごみ処理券交付事業

2歳未満の乳幼児のいる世帯を対象に、オムツ処理等のため可燃ごみ処理券を支給します。

- ・認可外保育施設利用者への助成

認可外保育施設を利用している乳児および幼児の保護者の経済的負担軽減を図るため助成を行っています。

- ・就学援助の実施

経済的理由により援助が必要となる義務教育課程の小学校及び中学校に就学する児童

生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助を行います。

- ・上川中部こども緊急さぼねっと事業の実施（再掲）

子どもを預かってほしい「利用会員」と預かる「スタッフ会員」の橋渡しを行い、病児病後児や宿泊時に子どもを預かる事業を広域で実施しています。利用者負担軽減を目的に町独自の利用助成制度を実施します。

- ・幼児教育・保育の無償化、町独自の減免施策

国の幼児教育・保育の無償化制度にあわせて、町独自の減免施策（多子世帯に対する保育料軽減措置、保育園等給食費の助成）を実施し、子育て環境の充実に努めます。

- ・子ども屋内遊技場助成金

町内在住の小学生以下の子ども全員と3歳未満児の保護者1名に町内に所在する屋内遊技場の施設利用料1回分を助成します。

3. 地域で子どもを見守り育てるまち

①地域全体で子どもを育てる環境づくり

- ・子育てファーストメッセージの実施

乳児家庭全戸訪問の際に、子育て応援ハンドブック（育児小冊子）と子育てサービスの利用案内や子育て支援情報の提供を行います。

- ・マタニティファーストブック

初産妊婦に出産までの赤ちゃんとのひとときを穏やかな気持ちで過ごしてもらうために、出産前に絵本を1冊プレゼントします。

- ・ブックスタートの実施

絵本を手に取り、乳児と保護者が言葉と心を通わせるかけがえのない時間を持ってもらおうと後期乳児健診時に絵本をプレゼントしています。

- ・本との出会い事業の実施

読書の普及を目的として小学校入学時に、20種類の絵本・児童書の中から選んだ本を1冊プレゼントしています。

- ・子育てサポートファイル『えんじん』の配布

子どもの育ちと子育て家庭を支援するため、家庭と各関係機関が連携を取りながら乳幼児期からの子ども一人ひとりの発達に応じた支援を推進していくことを目的に作成され

たファイルシステムです。

- ・君の椅子プロジェクトの実施

「君の居場所はここだよ」との思いを込めた椅子をプレゼントし、地域ぐるみで子どもの誕生をお祝いし、子どもの健やかな成長を見守り、郷土愛を育む取り組みです。

- ・どさんこ・子育て特典制度の展開

妊婦や小学生までの子どものいる世帯が協賛店等を利用した際にさまざまな特典を受けられる制度です。今後も協賛店の充実に努めます

- ・東神楽町すきやき隊の活動

子どもの登下校時の見守りや声掛け、子育て支援関係イベントの協力のほか、本の読み聞かせや子どもとの遊びなど異世代交流を推進します。

- ・北海道赤ちゃんのほっとステーションの登録

乳児とその保護者が外出時に安心しておむつ替えや授乳ができる場所として、設備を有する事業所や施設を登録しています。

- ・上川中部こども緊急さぼねっと事業の実施（再掲）

子どもを預かってほしい「利用会員」と預かる「スタッフ会員」の橋渡しを行い、病児病後児や宿泊時に子どもを預かる事業を広域で実施しています。利用者負担軽減を目的に町独自の利用助成制度を実施します。

②子どもに学びと体験機会を与える場の提供

- ・学校図書連携事業の充実

図書館と学校の図書室をネットワークで結び、子どもの読書環境の充実を図ります。

- ・地域教育資源の活用

地域の自然環境を教育に取り入れるほか、町内外で活動しているさまざまな団体の協力を得ながら、地域の特色を活かした魅力ある教育活動を推進します。

- ・コミュニティスクールの実施

学校が、地域の人々（保護者・地域住民等）と子どもや学校の抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のための教育の実現などの目標を共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」を目指します。

- ・道徳教育の充実

特別の教科 道徳では、物事を多面的に考え、自己の生き方についての考え方を深める

指導の充実を図り、豊かな人間性の育成に努めます。

・国際理解教育の推進

外国語指導助手による英語教室を展開し、幼児期から外国語および異文化に触れる機会を提供するとともに英語キャンプ等の事業を推進します。

・通学合宿の実施

家庭における望ましい学習や生活習慣を学ぶ機会を提供し、その定着を図るため地域ボランティア等を活用した地域教育力の向上に努めます。

・情報教育機器の活用

学校に設置しているコンピューターをさまざまな教育活動に活用し、情報機器操作やその活用方法の習熟を図ります。

・食育事業の推進（再掲）

町食育推進計画に基づき、乳児期からの具体的な食事指導や生活習慣病の要となる食生活に関する情報提供・啓発を進めるとともに、学校給食を活用した食育の推進を図ります。

・ジュニアリーダー研修会の実施

小中学生を対象に2泊3日の体験型事業を実施し、集団活動の中での主体性や協調性を学ぶ機会の拡充に努めます。

・チャレンジクラブの開設

小学校高学年を対象に文化やスポーツ、ボランティア活動などを通して、地域活動に積極的に取り組める環境づくりに努めます。

・少年ミニ体験留学の実施

小中学生を対象に3泊4日の体験活動を通して、青少年の豊かな人間形成を目指す学習機会の提供に努めます。

・東神楽町・長島町少年交流事業の実施

小学校高学年を対象に鹿児島県長島町との間で行う相互交流を通じて、幅広い視野を涵養するとともに少年活動のリーダーを養成する機会の提供に努めます。

・サケ飼育観察放流事業の実施

各小学校においてサケの卵から稚魚の飼育、放流までの事業を実施し、命の尊さを身をもって経験する機会の提供に努めます。

- ・少年団や子ども会活動への支援

地域の指導者や学校と連携し、地域を中心とした少年団や子ども会などの団体活動の育成、支援に努めます。

- ・放課後子ども教室（再掲）

子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得ながら、学習活動やスポーツ・文化芸術活動等の取組を実施し、子どもたちの社会性や自主性、創造性等の豊かな人間性を育み、地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図ります。

- ・第三の居場所事業（再掲）

子どもの生活慣習や、成長差等の多様性に配慮しながら、子どもや親の課題等を支援していく、第三の居場所を開設しています。児童クラブや学校、関係機関、団体等とも協力して、子どもたちへさまざまな体験学習や規範意識を芽生えさせるなど、健やかな成長を見守ります。

③子育てを支援するネットワーク

- ・子育て情報の提供

子育て支援センターで発行している『わくわく便り』の発行のほか、町の広報紙で毎月お知らせを掲載し、子育て情報の提供に努めます。

- ・育児サークル支援（再掲）

子育てに関わる住民の自主サークルの立ち上げや日々の活動に対するアドバイス、合同事業の開催など、サークル活動の支援を行います。

- ・民生委員・児童委員の活動

地域における身近な相談者として、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握・支援を行うほか、児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、福祉活動の展開や情報提供を行います。

- ・要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている児童をはじめ、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、児童相談所等関係機関と連携しながら、虐待等の防止及び被害者の支援を行います。

- ・上川中部こども緊急さぼねっと事業の実施（再掲）

子どもを預かってほしい「利用会員」と預かる「スタッフ会員」の橋渡しを行い、病児病後児や宿泊時に子どもを預かる事業を広域で実施しています。利用者負担軽減を目的に

町独自の利用助成制度を実施します。

④子どもの安心・安全を確保する環境の整備

- ・交通安全を確保する活動

幼児や小学生を対象に交通安全教室を実施するほか、児童生徒の登校時にPTAや交通指導員による街頭啓発を行います。さらに、交通標識や信号機等の整備促進を関係機関に働きかけます。

- ・防犯活動の推進

ボランティア団体や防犯指導部、生徒指導連絡協議会などによる子どもの見守りや防犯パトロールを実施し、子どもの安全を確保する体制づくりに努めます。

- ・安全な道路環境の確保

子どもや子育て家庭など、あらゆる人たちが安心して外出できる道路空間を確保するための生活基盤道路などの整備を進めるほか、スクールゾーンの設置について必要に応じて関係機関と協議します。

- ・「子ども110番の家」

子どもが不審者等からの声かけ、痴漢、つきまとい等、身の危険を感じたときに、子どもが駆け込む避難所「子ども110番の家」を配置し、住民や企業等が一時的に保護し、警察に通報する取り組みを支援します。また、携帯電話アプリでの避難先や危険箇所等の確認ができる地図（マップ）の公表も行っています。

第4章 子ども・子育て支援事業の推進

1. 幼保小連携・接続及び体制の確保

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の礎となる極めて重要な役割を担っています。そのため、幼児期に必要な教育・保育を充実させ、幼児教育・保育と小学校との円滑な接続ができる取り組みをすすめる必要があります。

また、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育の提供に努めるとともに、保護者や地域の子育て支援施設並びに小学校との連携を充実し、コミュニティスクール等を活用した子どもたちの健やかな育ちの視点に立つ教育・保育の一体的な運営の実施が可能な体制を整備します。

2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村は、「量の見込み」「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅により容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定することとされています。

保育園や幼稚園等の確保に当たっては地域性を見据えた施設の確保が望ましいですが、実態としては小学校区や中学校区を超えた施設利用があることや町の人口規模などを踏まえ、東神楽町全域を一つの区域として設定します。

3. 幼児期における学校教育・保育施設の提供体制の整備

各年度における幼児期の教育・保育施設の利用の量の見込みに対応するよう、1号から3号の認定区分ごとに提供体制の確保方策や実施時期を設定しました。

区分	対象		該当する施設（例）
1号認定	3～5歳	専業主婦（夫）家庭 短時間就労家庭	認定こども園（幼稚園機能部分） ・幼稚園
2号認定	3～5歳	共働き等で学校教育の 希望が強い家庭	認定こども園・幼稚園・保育所
		共働き家庭等	
3号認定	0～2歳	共働き家庭等	認定こども園（保育園機能部分） ・保育所・地域型保育施設

(1) 1号認定及び2号認定で幼児期の教育の利用希望が高い利用者

【事業内容】

- ・保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分
- ・3～5歳児対象
- ・幼稚園・認定こども園

【量の見込みと確保方策】

		2019年 R元年度	2020年 R2年度	2021年 R3年度	2022年 R4年度	2023年 R5年度	2024年 R6年度
量の見込み※		157人	145人 (29人)	144人 (29人)	135人 (27人)	124人 (24人)	113人 (22人)
確保 方策	幼稚園	205人	160人	100人			
		2か所	2か所	1か所			
	認定こども園	15人		75人			
		1か所		2か所			
計		220人	175人				

※()内は、2号認定で幼児期の教育の希望が高いと思われる人数

【量の見込みの算出方法】

潜在家庭類型が C' (フルタイム×パートタイム (下限未満+下限時間～121 時間の一部))、D (専業主婦 (夫))、E' (パートタイム×パートタイム (いずれかが下限時間未満+下限時間～121 時間の一部))、F (無業×無業) の 3 歳から 5 歳児のうち、問 9 (平日定期的に利用したい教育・保育施設) で 1.幼稚園 (通常の就園時間の利用) または 4.認定こども園を利用したいと回答した者の割合 (利用意向率) に家庭類型別児童数を掛けた人数

上記に加えて、潜在家庭類型が A (ひとり親家庭)、B (フルタイム×フルタイム)、C (フルタイム×パートタイム (月 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部))、E (パートタイム×パートタイム (双方 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部)) の 3 歳から 5 歳児のうち、問 8 (平日定期的に利用している教育・保育施設) で 1.幼稚園 (通常の就園時間の利用) を利用していると回答した者の割合 (利用意向率) に家庭類型別児童数を掛けた人数

【確保方策】

- ・令和 2 年度に、町立幼稚園の現在の定員 (105 名) を、実状にあわせて 60 名に見直す予定です。
- ・令和 3 年度に、町立の幼保連携型認定こども園 (東神楽幼稚園と中央保育園) として設置する検討を行います。

(2) 2号認定

【事業内容】

- ・保育の必要性あり、保育ニーズがある認定区分
- ・3～5歳児対象
- ・保育所、認定こども園

【量の見込みと確保方策】

		2019年 R元年度	2020年 R2年度	2021年 R3年度	2022年 R4年度	2023年 R5年度	2024年 R6年度
量の見込み※		136人	148人	146人	135人	127人	115人
確保方策	保育所	55人		0人			
		1か所		0か所			
	認定こども園	82人		150人			
		1か所		2か所			
	企業主導型 保育事業	9人					
	1か所						
計		146人	146人	159人	159人	159人	159人

【量の見込みの算出方法】

潜在家庭類型がA、B、C、Eの3歳から5歳児のうち、問9（平日定期的に利用したい教育・保育施設）で、1.幼稚園（通常の就園時間の利用）から10.居宅訪問型保育のいずれかを選択した者の割合から、前出の2号認定で幼児期の教育の希望が高いと思われる者の割合を控除した割合（利用意向率）に家庭類型別児童数を掛けた人数

【確保方策】

令和3年度に、町立の幼保連携型認定こども園（東神楽幼稚園と中央保育園）として設置する検討を行います。

(3) 3号認定

【事業内容】

- ・保育の必要性あり、保育ニーズがある認定区分
- ・0～2歳児対象
- ・保育所、認定こども園

【量の見込みと確保方策】

		2019年		2020年		2021年		2022年		2023年		2024年	
		R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度	
量の見込み※		0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
		16人	106人	39人	96人	37人	84人	34人	82人	34人	78人	32人	74人
		122人		135人		121人		116人		112人		106人	
確保方策	保育所	35人				0人							
		1か所				0か所							
	認定こども園	38人				90人							
		1か所				2か所							
	地域型保育事業	31人										19人	
		2か所										1か所	
企業主導型保育施設	6人												
計	110人		110人		127人		127人		127人		115人		

【量の見込みの算出方法】

潜在家庭類型がA、B、C、Eの0歳から2歳児のうち、問9（平日定期的に利用したい教育・保育施設）で、3.認可保育所から10.居宅訪問型保育のいずれかを選択した者の割合（利用意向率）に家庭類型別児童数を掛けた人数

【確保方策】

- ・令和2年度の量の見込みは現定員を超えていますが、可能な限りにおいて定員数を超えた受入れ対応や、地域型保育事業、近隣自治体での受入れ等の措置をすすめます。
- ・令和3年度に、町立の幼保連携型認定こども園（東神楽幼稚園と中央保育園）として設置する検討を行います。
- ・令和6年度に、地域型保育事業（小規模保育園）を1か所閉所する予定です。

4. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備

各年度における地域子ども・子育て支援事業のうち次に掲載する事業の量の見込みに対応するよう、提供体制の確保方策や実施時期を設定しました。

(1) 利用者支援事業

【事業内容】

・子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに関係機関との連絡調整等の支援を行う事業

・0～5歳児、小学生対象

【量の見込みと確保方策】

	2019年 R元年度	2020年 R2年度	2021年 R3年度	2022年 R4年度	2023年 R5年度	2024年 R6年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	健康ふくし課内に設置する子育て世代包括支援センターにおいて、母子保健型として保健師等が相談にあたる。また、こども未来課子育て支援センター等とも連携し事業を継続実施					

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

・親子が交流するための事業を実施し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

【量の見込みと確保方策】

	2019年 H30年度	2020年 R2年度	2021年 R3年度	2022年 R4年度	2023年 R5年度	2024年 R6年度
量の見込み	2,401人	878人	777人	760人	721人	685人
確保方策	子育て支援センター（これっと及びぱれっと）にて継続実施					

(3) 妊婦健康診査※ニーズ調査によらずに推計

【事業内容】

・妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠・出産・育児についての相談等を行う事業

【量の見込みと確保方策】

	2019年 H30年度	2020年 R2年度	2021年 R3年度	2022年 R4年度	2023年 R5年度	2024年 R6年度
量の見込み（延べ）	825回	910回	868回	812回	784回	742回
確保方策	健康ふくし課の保健師等が対応					

（４）乳児家庭全戸訪問事業※ニーズ調査によらずに推計

【事業内容】

・生後１～４か月の乳児のいる家庭を訪問し、養育環境の把握や子育て支援に関する情報提供等を行う事業

【量の見込みと確保方策】

	2019年 H30年度	2020年 R2年度	2021年 R3年度	2022年 R4年度	2023年 R5年度	2024年 R6年度
量の見込み	64人	65人	62人	58人	56人	53人
確保方策	健康ふくし課の保健師等が対応					

（５）養育支援訪問事業※ニーズ調査によらずに推計

【事業内容】

・養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保する事業

【量の見込みと確保方策】

	2019年 H30年度	2020年 R2年度	2021年 R3年度	2022年 R4年度	2023年 R5年度	2024年 R6年度
量の見込み	7人	3人	3人	3人	3人	3人
確保方策	健康ふくし課の保健師等と関係機関との連携で対応					

（６）子育て短期支援事業

【事業内容】

・保護者の疾病や仕事等の理由により、家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設などで一時的に預かる事業

【量の見込みと確保方策】

	2019年 H30年度	2020年 R2年度	2021年 R3年度	2022年 R4年度	2023年 R5年度	2024年 R6年度
量の見込み	0人	54人	52人	49人	46人	43人
確保方策	『上川中部こども緊急さぼねっと』の活用のほか、町内外施設との連携を含め、ニーズ量の推移から必要があれば検討					

【量の見込みの算出方法】

すべての家庭類型の0歳から5歳児のうち、問15（泊りがけの預け先）で、2.短期入所生活援助事業（ショートステイ）または5.仕方なく子どもだけで留守番させたと回答した者の割合に、1.親族・知人にみてもらったまたは4.仕方なく子どもを同行させたと回答した者のうち預けるのが非常に困難だったと回答した者の割合を加えたものに、その際の平均日数を掛け利用意向を算出、それに家庭類型別児童数を掛けた人数

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【事業内容】

・乳幼児や小学生の預かりなど、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターに会員登録し、地域での相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業

【量の見込みと確保方策】

	2019年 H30年度	2020年 R2年度	2021年 R3年度	2022年 R4年度	2023年 R5年度	2024年 R6年度
量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策	『上川中部こども緊急さぽねっと』にて継続実施					

【量の見込みの算出方法】

すべての家庭類型の5歳児のうち、問17（放課後の時間を過ごさせたい場所）で、7.ファミリー・サポート・センターを選択した割合（利用意向率）に、その際の平均日数を掛け利用意向を算出、それに家庭類型別児童数を掛けた人数

(8) 一時預かり事業

【事業内容】

・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を幼稚園や保育所などで一時的に預かり必要な保護を行う事業
 ・0～5歳児（幼稚園在園児は3～5歳児）対象

【量の見込みと確保方策】

（幼稚園在園児）

	2019年 H30年度	2020年 R2年度	2021年 R3年度	2022年 R4年度	2023年 R5年度	2024年 R6年度
量の見込み（延べ）	11,164人	7,984人	7,976人	7,370人	6,756人	6,123人
確保方策	幼稚園にて継続実施					

【量の見込みの算出方法】

潜在家庭類型がC、D、E、Fの3歳から5歳児のうち、問9（平日定期的に利用したい教育・保育施設）で1.幼稚園（通常の就園時間の利用）または4.認定こども園を選択かつ、問14（不定期事業の利用意向）で1.利用したいと回答した者の割合（利用意向率ア）に、問8（平日定期的に利用している教育・保育施設）で1.幼稚園を選択かつ、問13（不

定期事業の利用状況)で1.一時預かりから6.その他を選択した者のうち1.一時預かりまたは2.幼稚園の預かり保育を選択した者の割合(利用意向率イ)を掛け、さらに問14で1.利用したいと回答のあった者の平均日数をかけたもの(利用意向)に家庭類型別児童数を掛けた人数

上記に加えて、2号認定で幼児期の教育の希望が高いと思われる者の問7-1で把握する就労日数に、前出の2号認定で幼児期の教育の希望が高いと思われる者の人数を掛けた人数

(上記以外)

	2019年 H30年度	2020年 R2年度	2021年 R3年度	2022年 R4年度	2023年 R5年度	2024年 R6年度
量の見込み	144人	4,878人	4,538人	4,337人	4,097人	3,801人
確保方策	保育所、認定こども園及び『上川中部こども緊急さぽねっと』にて継続実施					

【量の見込みの算出方法】

すべての家庭類型の0歳から5歳児のうち、問14(不定期事業の利用意向)で1.利用したいと回答した者の割合(利用意向率ア)に、1.利用したいと回答のあったものの平均日数を掛け利用意向を算出、それに家庭類型別児童数を掛けた人数から、幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)(1号認定による利用のみ)の利用意向日数と、問13(不定期事業の利用状況)で5.ベビーシッターまたは6.その他と回答した日数を減じた人数

(9) 延長保育事業

【事業内容】

- ・保育所の開所時間を超えて保育を行う事業
- ・0～5歳児対象

【量の見込みと確保方策】

	2019年 H30年度	2020年 R2年度	2021年 R3年度	2022年 R4年度	2023年 R5年度	2024年 R6年度
量の見込み	55人	34人	32人	30人	29人	27人
確保方策	保育所にて継続実施					

【量の見込みの算出方法】

潜在家庭類型がA、B、C、Eの0歳から5歳児のうち、問9(平日定期的に利用したい教育・保育施設)で、3.認可保育所から10.居宅訪問型保育のいずれかを選択し、かつ問8-2(利用希望時間)で18時以降と回答した者の割合(利用意向率)に家庭類型別児童数を掛けた人数

(10) 病児・病後児保育事業

【事業内容】

・ 病中あるいは病気回復期の児童を家庭で保育できない場合、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業

・ 0～5歳児対象

【量の見込みと確保方策】

	2019年 R元年度	2020年 R2年度	2021年 R3年度	2022年 R4年度	2023年 R5年度	2024年 R6年度
量の見込み	64人	3,183人	3,012人	2,869人	2,698人	2,495人
確保方策	『上川中部こども緊急さぼねっと』の活用のほか、町内外施設との連携を含め、ニーズ量の推移から必要があれば検討					

【量の見込みの算出方法】

潜在家庭類型がA、B、C、Eの3歳から5歳児のうち、問12-1（病気やけがで事業ができなかった場合の対処方法）で、1.父親が休んだまたは2.母親が休んだに回答した者のうち問12-2（病児・病後児保育等の利用意向）で1.できれば病児・病後児保育施設等を利用したいと回答した者と、問12-1で5.病児・病後児の保育を利用した、7.ファミリー・サポート・センターを利用した、8.仕方なく子どもだけで留守番をさせたと回答した者の合計を問12の回答者全員で割った割合（発生頻度）に、問12-2（病児・病後児保育等の利用意向）で1.できれば病児・病後児保育施設等を利用したいと回答があった日数の総計と問12-1で5、7、8と回答した日数の総計を足し合わせ、問12-2で1、問12-1で5、7、8のいずれかに回答があった人数の合計で割った数（利用意向日数）を掛けたものに家庭類型別児童数を掛けた人数

(11) 放課後児童健全育成事業

【事業内容】

・ 就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に対し、放課後や学校休業日に適切な遊びや生活の場所を確保し、児童の健全な育成を図る事業

・ 小学生対象

【量の見込みと確保方策】

		2019年 R元年度	2020年 R2年度	2021年 R3年度	2022年 R4年度	2023年 R5年度	2024年 R6年度
量の見込み	低学年	127人	119人	119人	110人	110人	108人
	高学年	6人	13人	13人	14人	14人	14人
確保方策	中央児童クラブ及び東聖児童クラブにて継続実施						

資料

東神楽町子ども・子育て支援事業計画策定委員会委員名簿

委嘱期間：令和元年9月24日から令和2年3月31日まで

	氏名	所属団体等・役職		備考
会長	高木 司	東神楽町校長会	会長	中学校
	伊藤 克幸	東神楽町PTA連合会	会長	
	小山内 裕子	中央児童クラブ父母の会	会長	
	新田 麻紀	東聖児童クラブ父母の会	会長	
	鈴木 かおり	中央保育園父母の会	会長	
	西尾 哲郎	認定こども園花の森父母の会	会長	
	山下 真悟	東神楽幼稚園父母と先生の会	会長	
	吉村 望	こばと幼稚園父母と先生の会	会長	
	中村 真弓	おひさま教室父母の会	会長	
	佐々木 真弓	社会教育委員	委員長	学識経験者
	大沼 淳子	主任児童委員		学識経験者
	堀川 陽子	主任児童委員		学識経験者
副会長	佐藤 貴虎	旭川大学短期大学部	教授	学識経験者
	多屋 宣	認定こども園花の森	園長	
	阿部 尚子	東聖こばと幼稚園	園長	
	澤井 陽一	東神楽幼稚園	園長	
	川口 由起子	こども未来課参事（中央保育園）	園長	
	原城 靖浩	こども未来課参事 （子ども発達支援センター）	所長	

事務局

	金谷 昭	東神楽町教育長		
	板宮 真樹	こども未来課長		事務局長
	熊谷 俊輔	こども未来課長補佐		
	深田 佑斗	こども未来課主任		
	加藤 友和	こども未来課主事		

○事業計画の策定までの流れ

年月	北海道	東神楽町	住 民
H31年3月 ～5月		●アンケート調査の実施 推計ニーズの抽出	●アンケート調査の回答 就学前児童の全保護者 小学生児童の全保護者
R元年6月～ 8月		●アンケート調査の集計 現状分析（人口推計、ニ ーズの量の見込みなど）	
R元年9月	ヒアリン グ	第1回策定委員会 ・アンケート調査結果 ・次期計画方針 など	
R元年10月		●支援事業計画素案策定	素案の事前配布
		第2回策定委員会 ・素案の確認 ・成案の検討 など	
R元年11月		●支援事業計画の策定	
		第3回策定委員会 ・成案の確認 ・最終答申案の検討 など	
R元年12月		答申	
R2年1月		●計画書作成	
R2年2月			●公表

